宸翰集解說

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11

ガラス使用

宸翰集解說

帝國圖書館藏

昭和三 帝國圖書館藏

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

凡例

一大正十三年十一月勅旨を以つて臨時東山御文庫取調掛を置かれ、昭和二年六月に至り、調査を結了したり。其の間に、大正十三年十二月には攝政殿下の臨啓ありて、當時已に調査を經たる歴朝宸翰を呈覽し、影照して御鑑に供すべき命を奉じたりき。既にして勅裁を奉じ、更に調査の傍ら、宸迹の徴證とすべき資料を敬選し、精印して頒行せしめらるゝことゝなり、内藤虎次郎をして監修せしめ、鈴鹿三七をして專ら編纂に當らしめらる。是れ本集の成れる緣由なりとす。

一敬選せる歴朝宸翰は、宸迹の徴證たるべきものに重を措けるを以つて、御一代の資料繁富なるものは、務めて聖齒の少壯老に渉り奉り、又樣式の殊別なるものを網羅し奉らんことを期したれども、兼ねて宸翰中に蘊藏したまへる歴朝の聖旨を奉體し、鴻庥至德を發揚し奉るべき叡藻を擧げ奉らんことに微意を用ひたり。惟だ修纂者が才識謗劣にして成績の之に伴はざらんことを恐るゝのみ。

一解說及び釋文は別冊として之を附したり。解說は務めて簡明を主と

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

し、詳細なる能はず。是れ編纂の功程に限りあるに因るのみならず、御文庫資料の精細なる研究は、他日別に恩旨によりて、發表せらるべき期あらんことを奉察すればなり。釋文は句讀、返點、及び濁音符を附し、又時に註記を加へたり。釋讀の範圍は寫眞に見はれたる部分に限りたれども、其の前後文の關係あるものは、往々にして原本の全文に及びたるものあり。又寸法は曲尺に據り尺を單位とせり。釋文に就いては吉澤義則、出雲路通次郎、中村直勝等の補助を受けたること少からず。

一本集編纂の初期に於いては、御文庫は已に勅封を奉ずるに至りたるを以つて、校印に際し、原文を奉對する能はざる遺憾あるもの尠からず。但し此を以つて修纂者が粗漏の罪を遁れんとするには非ず。

一本集表裝に用ひたる織物切地及び見返の圖案は謹んで之を本集に出でたる後鳥羽天皇宸翰御製三十首和歌の唐紙御料紙文樣に採り、又同じく御製三十首帖を奉裝せる刺繍表紙は之を木版にして同帖の首尾に収めたり。

昭和二年十二月

目次

宸翰集第一　一巻
嵯峨天皇宸翰李嶠雜詠殘卷

宸翰集第二　一巻
宇多天皇宸翰周易抄

宸翰集第三　一巻
醍醐天皇宸翰白居易詩句

宸翰集第四　一帖
後鳥羽天皇御製和歌三十首御色紙

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

宸翰集第五

一　後宇多天皇宸翰御消息　一册
二　伏見天皇宸翰宸記
三　花園天皇宸翰後宇多院御領御處分狀御寫
四　後醍醐天皇宸翰御消息
五　光明天皇宸翰宸記
六　後光嚴天皇宸翰御消息
七　後小松天皇宸翰御消息
八　御製和歌御短册
九　稱光天皇宸翰論語抄
一〇　後花園天皇宸翰琴腹繪卷
一一　建武年中行事
一二　後土御門天皇宸翰建武年中行事御奥書
一三　御製和歌御竪詠草
一四　御製詩御懷紙
一五　御製和歌三首御懷紙
一六　御製和歌御竪詠草
一七　後柏原天皇宸翰蹴鞠口傳集
一八　宸記
一九　宸記
二〇　勅書案
二一　御製和歌御懷紙
二二　御製詩御懷紙
二三　御製和歌三首御懷紙
二四　御製和歌三首御懷紙
二五　後奈良天皇宸翰御製和歌御懷紙
二六　心經御發願文案
二七　宸記
二八　宣命案
二九　宸記
三〇　御製詩御懷紙
三一　朗詠詩歌

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

三二　御繪入御消息
三三　御消息
三四　正親町天皇宸翰御製和歌御懷紙
三五　女房奉書案
三六　女房奉書案
三七　綸旨案
三八　女房奉書案
三九　女房奉書案
四〇　宸翰勅書案
四一　勅書案斷簡
四二　御消息
四三　御製和歌二首御懷紙
四四　御製和歌三首御懷紙
四五　後陽成天皇宸翰南化和尚國師號加證勅書案
四六　舞踏作法
四七　伊勢物語御傳授狀

四八　御消息
四九　御製和歌御懷紙
五〇　御製和歌御懷紙
五一　御製和歌御懷紙
五二　松琴亭御額
五三　百人一首

宸翰集第六

五四　後水尾天皇宸翰百人一首御補筆并御奥書　一册
五五　修學院山庄御處分御委囑書御留
五六　八十御杖御製和歌御懷紙
五七　御製和歌御懷紙
五八　樂只軒御額
五九　勅書案
六〇　御敎訓書

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

六一　御教訓書
六二　朗詠詩歌
六三　和歌御色紙
六四　御消息
六五　明正天皇宸翰和歌御懷紙
六六　後光明天皇宸翰和歌御色紙
六七　後西天皇宸翰蹴鞠口傳集御奥書
六八　野府記表紙
六九　御製和歌御詠草
七〇　御消息
七一　古今傳授證明狀案
七二　御製和歌御詠草
七三　御譲位宣命例御寫
七四　古今傳授前三十首御製和歌御詠草
七五　御製和歌御懷紙
七六　御製和歌御懷紙

七七　靈元天皇宸翰御製和歌御懷紙
七八　御製和歌御詠草
七九　帝王系圖御奥書
八〇　御製和歌二首御懷紙
八一　御製和歌三首御懷紙
八二　御製和歌御詠草
八三　御製和歌御懷紙
八四　御製和歌御懷紙
八五　御製和歌御懷紙
八六　御製詩御懷紙
八七　黃檗高泉國師號加證勅書案
八八　道御傳授御製長歌御懷紙
八九　御製和歌二首御懷紙
九〇　御製和歌御短册
九一　修學院山莊等御幸宸記
九二　御撰一歩抄

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

九三　聖像自畫賛
九四　御撰公事部類
九五　東山天皇宸翰御製和歌御懐紙
九六　御製和歌御詠草
九七　御製和歌三首御懐紙
九八　御製和歌御懐紙
九九　御消息
一〇〇　御製和歌御懐紙
一〇一　御製和歌御詠草
一〇二　御製和歌御短册
一〇三　中御門天皇宸翰御製和歌御懐紙
一〇四　御製和歌御詠草
一〇五　御製和歌御竪詠草
一〇六　御製和歌御短册
一〇七　御製和歌御詠草
一〇八　御製和歌二首御懐紙

一〇九　千字文
一一〇　御神號
一一一　御製和歌御續懐紙
一一二　御撰公事部類
一一三　朗詠詩哥留多
一一四　櫻町天皇宸翰御製和歌御竪詠草
一一五　御製和歌御懐紙
一一六　女御尚侍位次勅問勅答御寫
一一七　大德寺開山宗峯妙超國師號加諡勅書案
一一八　御製和歌御懐紙
一一九　御製和歌三首御懐紙
一二〇　歌道御教訓書
一二一　尊號御辭表
一二二　太上天皇尊號御辭表
一二三　御製和歌御懐紙
一二四　御製和歌御短册

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

一二五　御消息
一二六　御歌袋
一二七　子日御遊松風入琴繪巻御詞書
一二八　鵜鳥御額
一二九　桃園天皇宸翰御製和歌御詠草
一三〇　御製和歌御懐紙
一三一　妙心寺開山關山慧玄國師號加諡勅書案
一三二　神宮御奉納御製十五首和歌御詠草
一三三　御製和歌御懐紙
一三四　七夕七遊宸記
一三五　御製和歌御短册
一三六　御製和歌二首御懐紙
一三七　宸記
一三八　御消息
一三九　御撰禁中例規御覺書

宸翰集第七

一四〇　後櫻町天皇宸翰御製和歌御懐紙一册
一四一　御製和歌御懐紙
一四二　倭歌覺悟備要御寫
一四三　假名論語
一四四　御製和歌三首御懐紙
一四五　黃檗開山隱元隆琦國師號加諡勅號并勅書案
一四六　御消息
一四七　御奉納御製和歌御卷物
一四八　宸記
一四九　御製和歌御短册
一五〇　御製和歌御竪詠草
一五一　歌道御教訓書御寫
一五二　後桃園天皇宸翰御製和歌二首御懐紙
一五三　御製和歌御懐紙

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

一五四　御製和歌御懐紙
一五五　宸記
一五六　御製和歌御懐紙
一五七　宸記
一五八　御製和歌御懐紙
一五九　御製和歌御懐紙
一六〇　論語序
一六一　光格天皇宸翰阿彌陀經
一六二　新宮成後賜徳川家齊御製五古
一六三　女房御月次御組題
一六四　宸記
一六五　御消息
一六六　御製和歌御懐紙
一六七　御消息
一六八　御製和歌御懐紙
一六九

一七〇　御製御詩草
一七一　御製御詩草
一七二　御消息
一七三　賀茂石清水兩社臨時祭再興御趣意書
一七四　仁孝天皇宸翰御製和歌御懐紙
一七五　御製和歌御懐紙
一七六　御製和歌御竪詠草
一七七　御製和歌御詠草幷光格天皇宸翰御添削
一七八　御製和歌御短册
一七九　御製和歌三首御懐紙
一八〇　御製和歌御短册
一八一　孝明天皇宸翰宸記
一八二　明治天皇御名字
一八三　明治天皇御名字
一八四　皇居炎上御避難御道中御製和歌御詠草
御製和歌御懐紙

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

一八五　近衛家絲櫻御製和歌御續懐紙
一八六　近衛家絲櫻御製和歌御懐紙
一八七　御製和歌御短册
一八八　御消息
一八九　御消息
一九〇　御消息
一九一　神宮宸筆宣命御扣
一九二　御製和歌御懐紙
一九三　此花詠標題
一九四　宇佐宮御奉納五十首御製和歌御續懐紙
一九五　御製和歌三首御懐紙
一九六　坊中日次案

明治天皇宸翰

一九七　御製和歌御懐紙
一九八　御製和歌御懐紙
一九九　御製和歌御懐紙
二〇〇　御製和歌御懐紙

二〇一　御幼時御製和歌御詠草
二〇二　御清書
二〇三　御製和歌御色紙
二〇四　御製和歌御短册

大正天皇宸翰

二〇五　御製和歌御懐紙
二〇六　御製詩
二〇七　御製和歌御短册
二〇八　御一行物
二〇九　英照皇太后御筆御和歌御懐紙
二一〇　百首御組題
二一一　御和歌御懐紙
二一二　御和歌御懐紙
二一三　御和歌御短册

昭憲皇太后御筆

二一四　御和歌御懐紙
二一五　御和歌御半切
二一六　御和歌御懐紙

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

二一七　御和歌御懐紙
二一八　御和歌御色紙
二一九　和歌御色紙
二二〇　御和歌御短册
二二一　御和歌御懐紙

嵯峨天皇宸翰李嶠雜詠殘卷

竪〇、八六五―横七、七六

一　巻

唐人李嶠の詠詩を輯錄したる十二巻の斷簡なり、百廿詠或は百詠とも稱して文選白氏文集などと共に平安朝以後盛んに縉紳の間に傳誦せられ其の詩意を取りて和歌國史の典據とせられしこと少からず、數種の寫本刊本あれども各異同あり、此の宸翰本は蓋し最古の鈔本にして諸本の訛誤を匡すに足る、用紙は六朝より唐代に及ぶまで行はれし堅簾文ある麻紙の一種なること注意すべきなり、もと近衛家の舊藏にして匣に近衛家熙の署題あり、今宸翰に缺けたる字は〇を附して之を補へり。

乾象十首　日。月星風雲　坤儀十首　山。石。道海江河路。
芳草十首　蘭菊竹藤萱　喜樹十首　松桂槐柳桐　田。野。原。
霊禽十首　鳳鶴烏鵲鷹　祥獣十首　龍麟象馬牛　
居處十首　城門市井宅　服玩十首　床席帷簾屏　
池樓橋舟車　豹熊鹿羊菟　被鏡扇燭酒

喜刻本作レ嘉

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

文物十首 經史詩書賦 檄紙筆硯墨　武器十首 劒刀箭弓弩 旌旗戈皷彈

音樂十首 琴瑟箏琶琵鍾 簫笛笙歌儛　玉帛十首 珠玉金銀錢錦 羅綾素布

日。日出扶桑路、遙升若木枝、雲

間。五色滿霞際、九光披東陸

蒼。龍駕南郊赤羽馳、傾心比

葵。藿、朝夕奉堯曦、

月。桂生三五夕、蓂開二八時、分暉

度鵲鏡、流影入娥眉、皎潔

臨疎牖、玲瓏鑒薄帷、願陪

北堂宴、清夜幸同嬉、

星。蜀郡靈搓轉、豐城寶氣新、

將軍臨北塞、天子出西秦、未

作三台輔、寧爲五老臣、今宵

潁川曲、誰識聚賢人、

風。落日正沈々、微風生北林、帶花

疑鳳舞、向竹似龍吟、月影臨

秋扇、松聲入夜琴、若至蘭臺

下、還拂楚王襟、

雲。大梁白雲起、亭々殊未歇、錦

文。觸石來、益影凌天發、氳（益刻本作蓋）

氳万年樹、掩暎三秋月、會入

大風歌、從龍起員闕、（起刻本作赴）

烟。瑞氣凌丹闕、空濛上翠微、迴

浮雙闕路、遙拂九仙衣、桑柘

凝雲色、松篁暗晩暉、還當

紫霄上、時接白雲飛、

露。滴瀝明花苑、蕨薤泣竹蔡、玉

垂丹棘下、珠湛綠荷中、夜

警千年鶴、朝晞八月風、願凝

仙掌内、長奉未央宮、

霧。曹公之夢澤、漢帝出平城、別

有丹山霧、玲瓏素月明、類

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

烟霏稍重、方レ雨散還輕、儻入ニ

雨○

非熊緜寧思ニ玄豹情一、
西北雲膚起、東南雨足來、靈
童出レ海見、神女向レ山廻、斜影風
前合、圓文水上開、十旬無レ破レ塊、
九土信康哉、

雪

雨レ雪驚ニ千里一、從レ風暗ニ九霄一、地疑
明月夜、山似ニ白雲朝一、逐レ舞花
光散、臨レ紈扇影飄、大周天闕
路、今日海神朝、

山

仙嶺欝氛氳、峨々上ニ翠氛一、泉
飛ニ一道帶一、峯上半天雲、古壁
丹青色、新花錦繡文、已開ニ封
禪處一、希謁ニ聖明君一、

石

宗子維城固、將軍飲レ羽威、巖
花鏡裏發、雲葉錦中飛、入レ宋

（雪下刻本有ニ地字一、）

星初實、過レ湘鷰早歸、儻因持
補レ極寧須想ニ支機一、（須刻本作レ復）

原

王粲銷レ憂日、江淹起レ恨年、帶レ
川遙綺錯、分レ隰迴阡眠、膴々
横ニ周甸一、每々開ニ晉田一、方知急難
響、長在ニ鶺鴒篇一、

野

鳳去秦郊迴、鶉飛楚塞
空、蒼梧雲影去、涿鹿霧光
通、草暗平原綠、花明春徑紅、
誰云板築士、獨在ニ傅巖中一、

田○

貢禹懷レ書日、張衡作レ賦晨、
杏花開ニ鳳吟一、昌葉布ニ龍鱗一、（昌刻本作レ菖）
瑞麥兩歧秀、嘉禾九穗新、
寧知帝王力、擊レ壤自安レ貧、

道

銅馳分ニ鞏洛一、劒閣啓ニ臨邛一、
紫檄三千里、青樓十二重、玉

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

關塵似雪、金穴馬如龍、今
日中衢士、堯樽更可逢、

海習坎疎丹壑、朝宗合紫微、
三山巨鼇踊、万里大鵬飛、樓
寫春雲色、珠含明月輝、會
當添霧露、方逐衆川歸、（湖刻本作潮）

江日夕三江望、靈湖万里廻、霞
津錦浪動、月浦練光開、湍
似黃牛去、濤如白馬來、英靈
已傑士、誰識卿雲才、

河河出崑崙中、長波接漢空、
桃花生馬頰、竹箭入龍宮、
德水千年變、榮光五色通、
若披蘭葉撿、還沐上皇風、

洛九洛韶光媚、三川物候新、花
明珠鳳浦、日暎玉雞津、元禮

期仙客、陳王覩麗人、玄龜
方錫瑞、綠字佇來臻、

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

宇多天皇宸翰周易抄

竪〇、九九—横二八、二八

一巻

天皇夙に學を好ませ給ひ善淵愛成により周易の奥義を極め給ひしこと文献に見ゆる所なり、此の御抄錄は周易の上下經各卦の字句を摘出して或は訓讀を施され或は乎古止點を附せられ（卷首乾坤屯蒙需五卦及び繫辭傳に渉りて本文並に王弼註韓康伯註の分のみは缺けたり）或は四聲を圈發せられたればこそ當時經書を讀む法もこれによつて粗ぼ窺ふことを得、紙背には寛平九年四月七日、同年三月七日、三月廿六日、四月三日等の文書あれごも裝潢紙厚くして詳かに見ることを得ず、外題に「周易抄（寛平御手跡十四枚）」とあるは筆者を明かにせず。今釋文に際し毎句又は毎字の下に周易に出でたる箇處を括弧内に注し乎古止點は平假名にて假名點は片假名にて記したり、又所々に附せられたる假名は國語學上貴重なる資料たり、尚乎古止點圖並に假名文字の異體は左の如し。

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11

ガラス使用

ウ
ク
ケ
シ
ス
ソ
タ
チ

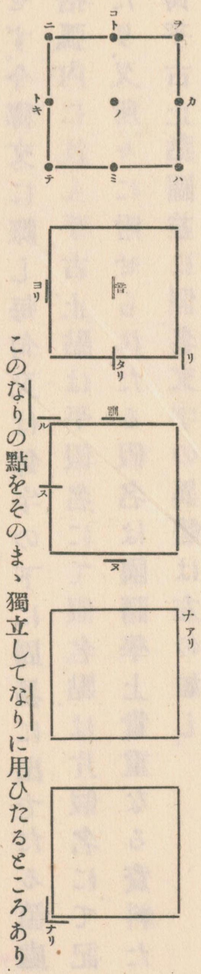

このなりの點をそのまゝ獨立してなりに用ひたるところあり

ツ
テ
ト
ナ
ヒ
ヘ
ホ
マ
ム
ユ

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

ヨ
ラ
リ
ル
レ
也

陽唱陰和周易注（訟初六注）　忤逆（訟六三注）
人三百戸無眚周易坎下乾上訟云々（訟九二）
丈人周易嚴（師彖注）壯之稱　毒天下而民從之周易也毒猶（師彖傳幷注）役也案使
師出以律周易也□（師初六）者師□　法所不赦周易也（師初六注）
王三錫命周易也（師九二）　吉承天寵周易也（師九二象）

大君有命開國承家周易也（師上六）
原筮（比彖）　羣黨（比彖傳注）　苟信（同上）　它多之（比初六）作
不寧方來周易上下應也安則不安者託焉群黨相比（比彖傳幷注）
後夫凶オクル（比彖）周易也　心无私吝周易也（比初六注）
質素之器周易也（同上）　舍逆（比九五象）
禽逆來趣己則舍之背己而
走則射之周易注之（比九五注）文也　討畔反（同上）
周易小蓄卦注陽上薄
陰々能固之然後烝而
爲雨（小畜彖傳注、蓄今本作畜）　風行天上周易也（小畜大象）
反目ソハム（小畜九三）　距フセク（小畜初九及九五注）　乾正帝
履虎尾不咥人周易也（履彖）
辯上下定民志周易也（履大象）　武凌（履六三）
夫憂悔吝者存乎纖介定失
得者愼於樞機周易韓（繫辭上）注　折獄定（豐大象）
言出乎身加乎民行發乎邇見

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

乎遠。言行君子之樞機也樞機
之發榮辱之主也言行君子之所
以動天地也可不愼乎周易案見者（繫辭上）顯
二人同心。其利斷金。同心之言其
臭如蘭周易（同上）
子曰亂之所生也則言語以爲階。君
不密則失臣。々不密則失身。機事
不密則害成。周易（同上、機今本作幾）　旬均（豐初九注）　覆曖案猶（豐六二注）蔀鄣
大衍之數五十。其用卌有九。乾
之策。二百一十有六。坤之策。百卌有
四。當朞之日周易（繫辭上）　懷來（旅六二注）
酬酢猶應對（繫辭上注）　洗心（繫辭上）　深微クハシウ（同上注）
叡智（繫辭上、智今本作知）　鈎トル（同上）　履信（同上）　王假案假者（豐彖注）至
聖人齋戒。神明其德（繫辭上）　兌悅（兌彖傳、悅今本作說）
子曰書不盡言。々不盡意周易（繫辭上）
日中則昃。月盈則蝕。天地盈虛。

與時。消息。而況於人乎。況於鬼神
乎周易（豐彖傳）　寄旅之身周易（旅九三注）王注
牛者稼穡之資也周易王（旅上九注）注也
斧所以斫除荊棘。以安其舍者也周易王（旅九四注）注
順乎天而應乎人天剛而不失悅者也周易注者王也（兌彖傳幷注、悅今本作說）
麗猶連（兌大象注）　悅不在諂ヘツラ（兌初九注）　匡內（兌九四注）
無險困之難無違逆之乖周易王（渙彖傳注）注
渙散（渙初六注）　丘墟（渙六四注）　逖遠（渙上九注）　術期隨（節九五注、期今本作斯）
豚魚魚者虫之幽隱者也豚者獸之微（中孚彖傳注、今本無幽字、足利本等幽作潛）賤者也周易
緩死（中孚大象）　虞猶專（中孚初九注）　不燕安（中孚初九）
鳴鶴在陰。其子和之。我有好爵。吾
與爾糜之周易（中孚九二、脫好字、王糜今本作靡）　殉求（中孚九二注）　糜散（同上）　校報（中孚六三注）
憊ツカレ（同上）　閡敵障（同上）　遺音失（小過彖）
月。幾望。馬匹亡。无咎周易疋タクヒ（中孚六四）亡者ウセヌ
內毗元首周易案（同上注）毗者助　校破（同上注）　光盛（既濟六二注）
翰音飛（中孚上九注）　顧戀（既濟初九注）　棄難（同上）

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

逃竄（既濟六二注）　高宗伐鬼方周易（既濟九三）
衣袽所以塞舟扁者也（チヨ周易）（既濟六四注）　裕ユタカ也（晉初六）
沼沚之毛。蘋蘩之菜。可羞之於鬼神
周易（既濟九五注、今本無下之字）王注　以不正之身。力不能自濟。而求進（マ(ひ)こと）
焉。喪其身者也周易王（未濟六三注、今本無者字）之注　至願（泰六四注、至今本作志）
使武。以文。御剛。以柔。斯誠。君子之光也周易（未濟六五注）王注
尚猶配案（泰九二注）並　彙タクヒ（泰初九）　苞承（否六二、苞今本作包）
卑不上承。尊不下施周易（泰上六注）王注　抗フセク（同人九三注、抗今本作亢）
儉德。避難周易（否大象、避今本作辟）　用心褊狹周易王注也鄙（同人六二注）客之道也
大有之義周易王注案（大有彖傳注）皆苞納乎物也　術斯術者（大有初九注）從
遏惡。揚善周易也（大有大象）遏者停　不泥ナツマス（大有九二注）
天道虧盈而益謙地道變
盈而流謙。鬼神害盈而福
謙。人道惡盈而好謙周易也（謙彖傳）
平施（謙大象）　上承　下綏周易也（謙九三注、綏今本作接）
居於尊位。用謙與順周易王注（謙六五注）

四時不忒タカハス（豫彖傳）周易也　貞疾貞者當（豫六五）
澤中有雷。動悅之象也周易（隨大象注、悅今本作說）王注
明鑒（同上）　宴息（同上）　幹タヘタリ（蠱初六）又良
官有渝。貞吉周易也案（隨初九）渝者返　脩業納（蠱彖傳注）
以處隨世不能獨立。必有
係（かゝる）也周易也（隨六二注）王注　競爭之患周易王注（蠱彖傳注）
蠱卦九三。幹父之蠱。小有悔。無大
咎周易也（蠱九三）　明習國儀周易王注（觀六四注）
臨卦六五知臨。大君之宜。吉王（臨六五）注
聰明者竭其視聽。知力者盡其謀（同上注）　平均（觀上九象注）
能。不爲而成。不行而至矣
宣弘大化。光于四表周易王注案光者（觀九五注）滿
不溷不亂（噬嗑彖傳注）　勑法勅者正（噬嗑大象）　質素（賁上九注）
蔑猶消（剝初六注、消今本作削）　駢頭。似貫魚周易（剝六五注）王注
天地以本爲心者也周易也（復彖傳注）王注
頻慼之貞（復六三注、慼今本作蹙）　愈增（无妄彖傳注）　齊明之德周易（同上）王注
復卦上六用行師。終有大敗。

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

以其國君凶。至于十年。
不尅征（周易也（復上六、尅今本作克））　天之敎命（周易王（无妄彖傳注））
无妄卦六二。不耕穫。不菑畬（王曰不擅）
其美乃（无妄六二幷注）　稼穡之資（周易王注也（无妄六三注）案資者助）
盡臣道
夫安身莫若不競。脩己莫若
自寶守道則福至。求祿則
辱來（周易王（頤初九注、寶今本作保））　拂（違（頤六二注））　頤（養（頤彖傳））
悖（サカヘ（頤六三象））　敦實（易王注（頤六四注））　藉（敷（大過初六））　持（扶（大過九二注、持今本作特））
藉用白茅（周易君子也案藉（大過初六）者敷）
大過卦九二枯楊生荑。老
夫得其女妻（周易（大過九二、荑今本作稊））　麗（著又連（離彖傳注））
枯楊生華。何可久也老婦
士夫。亦可醜也（周易（大過九五象））　騰（競（咸上六注、騰今本作滕））
天險不可升也。地險山川丘
陵也（周易（坎彖傳））　錯然（警愼之（離初九注））　憊（疲（遯九三象））
出涕沱如（徒河反（離六五、如今本作若））　咸卦二氣感應（周易（咸彖傳））

消悔（周易恒卦（恒九二注））　專貞（恒六五注）　浸（漸（遯彖傳））
靜爲躁君。安爲動主（周易王注（恒上六注））
係戀（遯九四注、係今本作繫）　弘正（周易（大壯彖傳注））　亢（遞牙又極（大壯九二注））
遯卦上九肥遯（王曰超然絕志心無疑顧憂患不（遯上九注））
能累矰繳不能及（昌雀反）
尙（庶幾（大壯九四象））　苟（誠（大壯上六注））　蕃庶（多（晉彖））
又貴
晉如（進（晉初六））　摧如（退（同上））　著顯（同上注）　愁如（晉六二）
介福（介者大（同上））　鼫鼠（蟀（晉九四））　術斯因（晉六五注）
遂（遁（明夷初九注、遂今本作遯））　絕迹。匿形。不由軌路（周易王（同上）注）
不遑食（同上）　而汝（解九四）
南狩之志。乃大得也（周易王曰去闇主也）
明夷卦九三于南狩。得大首（王曰化以漸（明夷九三幷注幷九三象注））
去闇主也
正家而天下。定矣（周易也王曰脩於近小。（家人彖傳幷大象注））
而不妄者也
家瀆（ケカル（家人初九注））　家人卦六四富家。大吉（周易也（家人六四））
婦人也
六親（周易王曰父子兄（家人九五注））　睽（背（睽））　獨見（蹇初六注）
弟夫婦
馬者必顯之物也（周易王注（睽初九注））　前識（蹇初六注）
西南者地也（又衆也）東北者山也（周易王注（蹇彖注））

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

天地解而雷々雨々作々而百果草
木皆甲坼（周易也他洛反）（解彖傳、果今本作穀）懲止（損大象）
公用射隼于高墉之上獲之
旡不利（周易也王曰除穢乱也）（解上六幷注）窒塞（損大象）
遄速（損初九注）化淳（損六三注、淳今本作醇）沖空（益六二注）尙力（夬彖傳注）
男女匹配乃得化生（周易王注）（損六三注）
智者慮能明者獻策（周易王注）（損六五注、獻今本作慮）
帝者生物之主興益之宗也（周易王注）（益六二注）
惠心（周易王曰爲益之大莫大乎信）（益九五幷注）
次且（夬九四）莧陸（周易王曰草之柔跪者也音干）（夬九五幷注、跪今本作脆）萃（アツマル）（萃）
一握小之貞（萃初六注）爲咲（懦劣之貞）（同上）
閑耶（フセク）（升九二注）存誠（同上）揜（オホフ）（困彖傳）拯（スクフ）（困初六注）
徐々者疑懼之辭（困九四注）蒺藜（困六三）
葛纍（困上六、纍今本作藟）井以不變爲德者也（周易王注）（井彖注）
未繘井（カケツルときは）羸其瓶（カ）（イツヘ）（周易也）（井彖）
谿谷出水從上注下水常射焉

井之爲道以下給上者也（注章喩反）（井九二注）
爲猶使（井九三注）甃納（井六四）冽絜（井九五注）仞（ネシ）（革初九、仞今本作韌）
二女同居其志不相得曰革（周易王注）
曰凡不合而後乃變生變之所生々乎不合者也（革彖傳幷注）
故收不合之象以爲革也
鞏（九勇反）（革初九注）君子豹變（周易也）（革上六）悖（サカサ）（鼎初六象）
公餗（鼎九四）虩々（許逆反懼之貞）（震彖注）震驚百里（震彖）
洊雷（シキリナル）（震大象）憂危薰心（周易王注）（艮九三注）清遠（漸上九注）
漸卦女歸吉（トツクに）（周易也）（漸彖）飲食衎々（周易不素飽）（漸六二象）
案義曰隨夫之思孕故不育（周易王注）（蓋漸九三注、今本無此文）
衎期（過）（歸妹九四）刲羊（割）（歸妹上六）假至（豐彖注）旬均（豐初九注）
慶譽（豐六五）蔀覆（豐六二注）物失其主則散（周易王注）（旅彖傳注）
懷來（旅六二注）居高危而以爲宅（樔也周易王注）（旅上九注、樔今本作巢）
成命齊耶莫善武人（周易王注）（巽初六注）
田獲三品一曰乾豆二曰賓客三曰充
君之庖也（周易王注）（巽六四注）閑耶（距）（兌九四注）
民迷固久（周易王注）（巽九五注）定罪先後三日誅而无怨矣（同上）

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

涉るに難を。用る渙道を周易（渙彖傳注）王注　逖遠（渙上九注）

天地節而四時成る周易（節彖傳）

信。立而後に邦。乃化する也周易王注（中孚彖傳注）

信。及豚魚に魚者虫之幽隱る者也豚者獸（徒尊反）之微

賤者也競爭之道不興。忠信之德。淳

著るときは則雖微隱之物。信皆及之也周易（同上）

乘るときは木に於用舟之虛則終に巳に無溺こと

也周易王注（中孚彖傳注）　虞專（中孚初九注）　殉求（中孚九二注）　罷退（中孚六三注）

中心願る也なり（中孚九二象）　閡サハル（中孚六三注）　憊疲（同上）　毗助（中孚六四注）

校報（同上）　華美外揚（中孚上九注）　忠篤（同上）

飛鳥遺音を失周易（小過彖）

雨者陰布於上。而陽薄せむ之而不ときは

得通すること則烝而爲雨を周易王注（小過六五注、烝今本作蒸）

衣袽チヨ所以の塞舟扁を者也周易（既濟六四象注）王注

沼沚之毛蘋蘩之菜可羞之を於

鬼神に故黍稷非馨。明德惟馨

周易（既濟九五注）王注

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

醍醐天皇宸翰白居易詩句

竪一、〇四五―横六、二八五　一幅

此の詩句は白氏文集律詩部に出でたる自題山草亭の排律の前後を略したるものにして字句に衍脱異同あり、今其の全文を擧ぐれば次の如し、

新結二一茅茨一、規模儉且卑、土堦全疊塊、山木半留皮、陰合連二藤架一、蔡香近二菊籬一、壁宜二藜杖倚一、門稱二荻簾垂一、窓裏風清夜、簷間月好時、留連嘗酒客、句引坐禪師、伴宿雙棲鶴、扶行一侍兒、緑醅量盞飲、紅稻約升炊、齷齪豪家笑、酸寒富室欺、陶廬閑自愛、顔巷陋誰知、螻蟻謀二深穴一、鷦鷯占二小枝一、各隨二其分一足、焉用二有餘爲一、

此の幅もと伏見宮家の御所藏にして嘗て東山天皇叡覽ありし事は、此の幅に添へられたる左記の女房奉書に明かなり、

ひとひ御らんに入させおはしまし候延喜帝宸かん道風筆色紙形、返しつかはされ候、宸かんはここに世にめづらしき物にて、ひとしほにかんじ覺しめし候、たやすく人にも見せられお

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

はしまし候はぬやうに、よく〳〵御ひぞうおはしまし候やうにこゝ覺しめし候、道風もしゆしやうの物にて候まゝ、これもうるはしく外樣へ出され候はで、よく〳〵御ひぞうかんやうに覺しめし候、返々こゝり〳〵めづらしき物をも御相傳おはしまし、淺からずかんじおほしめし候、

あなかしこ

（此の奉書の包紙に寶永三年六月廿六日從禁裏御添文被下、筆者大典侍園儀同基福公息女こゝあり）

又明治五年宮中に御獻納ありしこゝは

延喜天皇宸翰、往古東山天皇之叡賞被爲在候而、長秘藏仕候、今般獻上仕度、宜敷御執成賴入候也、

明治五歳壬申三月

宮內省御中

邦家

の御消息にて明かなり、

尙卷末識語に

延喜聖主宸筆也尤可貴重本也（御花押）

こあるは伏見天皇宸翰なり。

陰合藤連レ架、叢香近二菊籬一、壁宜藜杖倚二門稱一萩簾垂一、

窓裏風清簷間月更好時、流連留賞酒客句引坐前僧、

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

後鳥羽天皇宸翰御製和歌三十首御色紙

竪〇、七九五—横〇、七四五　一帖

天皇には伊勢神宮其の他諸社に三十首御製和歌御法樂のこゝあれごも、此の御製は御集にも洩れたるものにして、其の如何なる塲合のものなるかを明かにせず、されご其の一部は既に新古今和歌集に太上天皇御製ごして收載せり、用紙は種々の文樣ある唐紙なり。

詠三十首和歌

春六首

よろづよのはるのひかげにしるきかなみかさの山のまつのはつかぜ

うちなびきはるきにけらしあしびきのやましたつゆのいはゝゝぐなる

のごかなるはるはかすみのしきしまやゝまごしまねのなみのはるはかすみのしきしまやゝまごしまねのなみの

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11

ガラス使用

ほかまで
こきしらぬやまはふじのねしかすがにはるふるゆきのかすむ
あけぼの
みよしのゝやまのかひよりなかむればくもこそにほへはなや
さくらん
なにこまたたのむのかりのさそふらんながめじと思おぼろづ
き夜を

夏六首

やまひめのはなのころもではるくれてよしのゝたけにきゆる
白雲
あしびきのやまほとゝぎすまつがねにふしみのさとのゆふぐ
れのそら
人こはぬあすかのさとのゆふかぜにいたづらになくほとゝぎ
すかな
かざしおる人もきけこやほとゝぎすみわのひはらのゆふぐれ
のころ

ありあけのつきかげのこるあしびきのやまとなでしこつゆぞ
うつろふ
ゆふだちのなごりやすらふむらさめにひかげすゞしきならの
した風

秋六首

なつごろもかたみすゞしくたちかへりあきこそきたれゆふぐ
れのそら
はなをみしよしのゝみやになつくれてふるさとさむくあきか
ぜぞ吹
秋のつゆやたもとにいたくむすぶらんながきよあかずやござる
つきかな
をきてゆくかりのなみだにすむ月をうたてふきはらふのべの
秋風
露は袖に物おもふころはさぞなをくかならず秋のならひなら
ねど
有曙の月影さむみころもでをかりぞ鳴なるをやまたのいほ

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』 請求記号 貴箱-11
ガラス使用

冬六首

かみなづきしぐれなるらしひさかたのあまのかごやまくもの
かゝれる
おほ井がはもみぢをわくるいかだしのこきゆくあとのみづの
しらなみ
木の葉をも月のくまこやはらふらんしぐるゝ雲のするの山風
みづとりのはねしろたへにおくしもをはらへごもなを冬夜月
もみぢばをはらひはてゝやひとりゆく眞木たつ山のみねのこ
がらし
あとたえてとはずふりにしにはの雪もしかすがになを人ぞま
たるゝ

雜六首

攝津國のなからの橋の今もあらばしらぬ昔の事問て猿
磯馴てしのぶや如何難波人まろやにかゝる夕浪の聲
よるなみのちぎりてましなこゝろあらば清見が關の秋のゆふ
ぐれ

誰昔いつみかよひし跡なれや蒸たる溪の苔の燈
日をへつゝ過こし代のみ忍ばれて涙なれ行片敷の袖
御笠山契有ばぞ仰覽あはれと思へ嶺の月影

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

第一

後宇多天皇宸翰御消息

竪一〇四―横二、七八　一幅

年次と宛名とは明かならざれども中宮御病氣に就いて某寺へ祈禱を命ぜられしに其の効驗ありて御快方に向はせられしを謝し給へるものなり。

中宮不例、此一兩日次第屬二減氣一候、返々悦存候、祈禱事、今度懇勤御沙汰殊以爲レ悦候、法驗も又不レ空候へば、旁喜悦不レ可二申盡一候、變異なども重疊候折節は、諸事彌謹愼候、大方祈禱事も、殊可レ被レ懸二御意一候也、猶々今度丁寧之御沙汰、爲二本意一候者也、事々難レ盡レ紙候、謹言、

六月十日　（御花押）

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11　　ガラス使用

此の宸記は延慶二年十月廿一日花園天皇大嘗會御禊行幸に就いて後伏見上皇と共に富小路二條の邊に御車を立てゝ行幸の儀を御覽ぜられし時のものなり、靈元天皇宸翰御箱書に正應御記とあり。

延慶二年十月廿一日、庚午、天晴、此日御禊行幸也、任レ例於二棧敷一雖レ可二見物一、今年天下異損、爲レ省二人煩一立レ車所二見物一也、且文永御禊行幸、被レ立二御車一可レ有二御覽之由一、兼有二其沙汰一、然而依二異國事一、一向無二御見物一、今度大略所レ任二彼時沙汰一也、卯一點、奉行院司右少辨光經參令二催促一、各遲參之間至二午刻一、先寄二女院（綱代庇）御車於寢殿階間一、先有二反閇一、次春宮大夫藤原朝臣寄二御車一、屏風几帳等如レ常、前權中納言藤原朝臣（俊光、大宰大貳、衣冠）藤原朝臣（雅俊、參議、家親束帶）等列二立南庭一、（北上、西面）左少將藤原隆賴朝臣付二御車一、永福門院乘レ御（裏菊葩八領、蘇芳小葩、紅御單衣、生御袴）次廣義門院令レ乘給、（龍膽葩十領、黃青裏表着、蘇芳小葩打衣之、生袴）御車後女房東御方、（北山入道相國娘、裏滋、蘇芳匂、葩七領、青單衣、柳表着、赤色唐裝腰二重織物）乘二左方一出二右妻一、（文應御禊御棧敷御幸、大宮東二條兩女院御同車之時、御宮兩女院御同車之時、改二文應儀一乘二左方一出二右妻一、而正應御禊之時、東二條遊義門于時皇后）車尻人乘二右方一出二左妻一、誠相二叶道理一歟、仍如レ此令レ乘給一、自二去夜一、密々令レ座二官司一給也、御後乘女房又無レ之、只衣許也、章義門院密々令レ乘給一、乘御了、引二出御車一立二殿上屏前一、即寄二脂車一、（唐庇）隨身秦延躬、同久友、同延方、（自レ余各遲參也）候二車右方一、（北上東面、褐垂袴、壺）新院御隨身秦久名、同武弘、同久兼等（自レ余遲參）候二車左方一、新院先被二出簾外一、（冠直衣如レ常、師信卿褰二御簾一）御隨身發二前聲一、次脇出、（冠直衣、御簾同レ前）隨身發二前聲一、新院被レ蹲二居簀子一、師信卿褰二車簾一乘了、新院又令レ乘給、自二簾中一女房出二御劍一、左中將雅行朝臣取レ之入二車中一、內藏頭俊言朝臣付レ車、廳官六人（衣冠）同付レ轅、於二中門外一懸レ牛、先レ之出二車三兩一、並立二惣門內一、

一車　冬家朝臣獻レ之、近衛大納言、中納言、權中納言等乘レ之、蘇芳匂衣、青單衣、黃青裏表着、赤色蒲萄染唐衣、

二車　實次朝臣獻レ之、堀川權中納言、典侍權中納言、新宰相等乘レ之、菊村濃紅單衣、青紅裏表着、赤色蒲萄染唐衣、

三車　侍從忠定獻レ之、治部卿、宮內卿、小大夫、兵衛佐等乘レ之、裏菊紅單衣、蘇芳表裏、黃青裏唐衣、

行烈次第、先殿上人、（下臈爲レ先）右大辨雅康朝臣、左中將具良朝臣、右馬頭

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11　　ガラス使用

茂賢朝臣、内藏頭俊言朝臣、左中將伊家朝臣、雅行朝臣、左少將隆賴朝臣、右少辨光經、前左兵衞佐家俊、和泉守爲宗（有鄕子）、次公卿、春宮大夫藤原朝臣、前權中納言平朝臣經親、藤原朝臣俊光、權中納言藤原朝臣經忠、大宰大貳藤原朝臣雅俊、參議藤原朝臣家親、次兩方御厩舍人、居飼、次兩方隨身（遲參輩次第參、十二人皆參）次車下﨟隨身在車後、次女院御車、次御後官人、左衞門尉藤原廣直、次北面、、守信宗、左衞門尉藤原範氏、田使兼顯、源行秋、源康義、藤原信賢、其路、室町南行、一條東行、東洞院南行、中御門東行、富小路南行、至二一條南頰一稅レ車立レ榻（主典代資重役レ之）兩方隨身、列二居左右一、車以東立二五間幄屋一、敷二高麗小文帖一、爲二公卿座一、車西方立二女院御車一、立レ榻、其西引レ幔、爲二殿上人座一、北面等列二居其西一、廳官二人、舁二紫端疊一帖一、敷車左邊一、光經着二此座一、此間差進番長秦延方於官司一、令下催二促申一行幸一、延方駕二移馬一、馳參、即歸參、申二御總角仁遲參之由一、重又令レ進二府生秦久次一、猶申下忩可二出御一之由上、歸參、已出御之由申レ之、然而猶以連々及二數刻一、光經差二廳召使一、數度令レ見レ之、及二申終頭一、先陣初渡、行烈多二錯亂一矣、供奉人以下夾名、見二鹵簿圖一、光經披レ之、（兼令懷中也）問二夾名一、日沒之間、御輿令レ過、富小路以東暫奉レ抑、仰二光經一、召隨身延躬、可レ奉レ進二御

輿之由仰レ之、於二車前一御輿聊奉レ昇向、即令レ過了、此後及レ暗之間、行烈彌々、猶不レ及二見分一、女御代（太政大臣女、實冬氏卿娘云々）車渡之後、取二松明一歸レ院了、今度供奉人諸司等、超二過近例一、就レ中、撿非違使、大略盡レ員供奉、尤爲二壯觀一、是大理權威之至也、凡今日儀、於レ事無レ爲、天氣如レ春、且山門事、近日嗷々難レ治之處、武家先日所レ遣飛脚、此兩三日歸來、東方形勢、大略山門所二申聞一披二歟之由風聞一、且公什、忠源兩僧正、於二御禊一雖二聊不一レ可二申違亂一、若有二如レ然事一者、山門必可レ有二後悔一、殊可レ被レ下二知門徒一之由密々以二此飛脚之便一、各申二門主一云々依二此等事一、衆徒止二嗷々一、儀了、併冥助之至也、凡以不德之質、面見二兩度之大禮一、過分之榮運也、不レ知レ所レ謝、彌早遁二非器之繁務一、可レ養二暫時之餘生一者也

第三　花園天皇宸翰後宇多院御領御處分狀御寫

一通

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

後宇多天皇が其の御領を後二條天皇の崩御のために尊治親王に御譲與あり、親王御一期の後は更に後二條天皇の皇子邦良親王に御譲渡あるべきを條件とし給ふ御譲状を寫し給ひしものなり

後宇多院被レ進二先朝御譲状案一

處分

讃岐國

後嵯峨院龜山院、已被レ載二御處分一

越前國

愚身遜譲之初、依二關東計申一、被レ定二分國一畢

因幡國

後嵯峨院御代、予在レ坊之昔、爲二先皇勅命一、被レ定二分國一、于レ今無二相違一已上三ケ國、子細如二注有一、凡諸國相傳之法、雖レ乖二正理一、人臣猶稱レ之、況哉代々由緒容易難レ改、仍任二先皇代々例一、所レ載二譲状一也

八條院御領、廳分目錄在レ別

龜山院所二譲賜一也、自二御在世一致二管領一

安樂壽院　寺領目錄在レ別

龜山院自御在世被レ許二官領一畢、而有二錯亂子細一、稱レ有二改變御譲一、爰關東有二計申旨一、管領之後同又可レ分二進恒明親王一之由、重申之間、當時爲二彼分一、若達二子細一者、專可レ付二惣領一歟

歡喜光院、寺領目錄在レ別

依二關東申狀一、支二配恒明親王一分、然而又雖レ有二申旨一、被レ立二替安樂壽院一畢、仍當時管領

智惠光院、子細同前

蓮華心院、寺領目錄在レ別

寄二附壽量院一、移二本營於彼地一、所レ興二行佛事一也、雖二一所一不レ可レ作二他用一

萬里小路殿、文庫和漢文書等所レ納也

龜山殿、淨金剛院寺領、法花堂

後嵯峨院以二本券一、御譲狀被レ進二京極准后一畢、准后所レ拜二賜愚身一也、而大宮院龜山院御管領間有二所數一、不レ及レ申二子細一之由、准后所レ命也、此外散在領御所等、可レ付二捴領一、於二京極准后領一者、邦良親王別可レ令レ相

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

傳之二鍾愛異レ他
之故也、二條殿北白川殿同前

（以上表面）

右寺院御所和漢文書等不レ殘二一紙一所レ譲二與中務卿尊治親王一也、後二條院爲二長嫡一可二相承一之處、不慮崩御、御悲嘆而無益、去秋仙院早世、此秋天子晏駕、眼前無常、爭得二繫風一長拋二一事之俗塵一、彌入二無爲之眞境一、非レ利生方便、治世要術一者、口不レ可レ言二世事一、意不レ可レ憶二世事一、仍所レ處二分于親王一也、

一期之後、悉可レ譲二與邦良親王一、先朝於二尊治親王子孫一者、有二賢明之器濟世之才一者暫之爲二親王一、仕レ朝輔レ君、天下之謳歌如二虞舜夏禹一者、可レ任二皇祖之冥鑒一、莫レ有二僭亂之私一、且以二後二條院宮一可レ如二實子一、努々令二保護一、殊存二孝行一可レ成二朕志一矣、

德治三年閏八月三日　御判

（以上裏面）

第四　後醍醐天皇宸翰御消息

竪一、〇六―橫三、三〇　一幅

十種供養が俄の御儀なりしに無事に終了したる事を嘉賞し且つ新院の御所作も無爲なりしを滿悅し給ひし由の御消息なり、年次宛名を明かにせず。

秘曲之間、奇瑞顯現之由之說候、實事候哉、冥衆感應拍掌候歟
自二北山一何日還御候哉、十種供養儀、珍重之由傳承候、返々感悅候、定相二叶幽靈素意一候歟、就中新院御所作、無爲之由、感歎之巷說滿レ耳候、返々承悅候、俄申行候しに、無二相違一候之條、爲レ道尤眉目候歟、猶々感悅不レ少候、不二聽聞一候之條第一遺恨候、恐々謹言、

九月十二日　　尊治

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

第五

光明天皇宸翰宸記

曆應、竪〇、九九乃至一、〇三—横二一、九
康永、竪一、〇三—横二六、六二

二卷

光明天皇宸記にして現存するもの曆應五年（自四月十七日至十二月卅日）及び康永四年（自正月一日至十一月廿日）の二卷あり、本書用紙は具注曆なり。今曆應五年十月廿二日、侍讀藤原公時の逝去を悼ませられ、物音を停止せしめ給ひし條と、康永四年八月一日當時流行せし八朔の進物を止むべき旨を記し給へる條とを拜寫す。

十月（翼水）廿二日庚申木収（沐浴滅門神吉）（天一辰巳）辟坤大歳位母倉（祠祀移徙解除吉）

今曉、式部大輔菅原朝臣（公時、去比式部大輔幷勘解由長官兩官辭之、依所勞危急也云々、但可尋）逝去云々、自去月初、病惱、初者只風氣之躰也、追日增、此廿余日食事不通、仍氣力益衰、遂至亡沒、嗚呼悲哉、當世之儒宗、而頗有才名、加之、晝夜之恪勤、又以超等倫、兼官學之兩道、爲朝家之要樞、就中、朕自幼少之昔、數受經史之訓說、至登極之初、即居帷幄之重職、數年之間、頻

蒙切磋琢磨之敎焉、殘生之中、爭忘一字千金之恩乎、嗚咽而悲泣、頻令傷心襟者也、

（軫木）廿三日辛酉木開（下弦沐浴）（三寶吉忌逃行）神吉　大歳位母倉（祠祀出行吉）

今日行親朝臣參上、講書如例、尙書幷大學今日所終功也、抑公時卿事、文道之衰微、儒門之零落、不可不歎、其上當時侍讀之臣、細々參仕之輩、與在成朝臣兩人也、朕稽古事、相構可成立之由、深存之、其志尤切、仍爲一身之愁、縱先規不然、必物音停止之、可表悲歎之志之由、所思案也、其上被貴重侍讀臣者、古今例也、然者先規又若及此儀歟、不審之間、尋申院也、

講尺之次、令行親朝臣賦詩賦、尙書幷大學書等絕句也、

尙書、堯舜禪兮湯武取、帝王跡異厥歸同、此經五十八篇義、惣在無偏無黨中、大學、萬靈誰不具明德、只要新民日々新、格物致知非造作、方圓長短自天眞、

（角金）廿四日壬戌水閇伐　大歳位歳德服月欽（塞穴吉）

今日仙洞御報到來、此事被申合法皇之處、寬平御記、此事殊被思食入之由、有所記載也、至于中古、被重師之儀不淺、而近代頗無沙

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

汰、爲文道尤無念也、近在兼卿逝去之時、聊有沙汰、所詮內々興遊物音三ケ日許被停止之條、可宜歟者、仍今日許停物音了、

八月大建 乙 土府在來 酉 天道東北行 宜向東北行及宜修造 天德在艮 艮上收土及宜避病 月敛在辰用時 艮巽坤乾 月德在庚合在乙 土公在井 庚乙上收土及宜修造 月空在甲 甲上收土及宜修造 三鏡 甲丙庚壬乾巽

蜜 角宿日曜 一日壬子木定 大將軍遊北 沐浴神吉 大歲後天恩月德 加冠拜官吉

蒼天高晴、白日昭明、可謂丹生貴布禰神感應歟、今日上下緇素、相亙贈財寶如恒、是近代之風俗歟、此事天下安寧、國土豐饒之時者無妨、近年之爲躰、一天未平、四海困窮、民有飢色、野有餓莩、當斯時、貴賤貧富、各盡涯分之財產、經營此事、以何可用足民富哉、如聞者、左兵衛督源朝臣、禁制此事、敢不受於人云々、但或人云、至于左右之近習幷女中等、密々表其志、不及禁制歟者、未聞其儀者也、

前權大納言源朝臣不斷重寶有一小兒、煩病及獲麟、不知其故歟、

亢月 二日癸丑木執 三寶吉 除手甲神吉 伐 大歲後天恩母倉歸忌 修宅吉

晴三ケ日中重寶等猶充滿、前權大納言源朝臣男子、此日申刻死去云々、仍遣藏人頭宗光朝臣弔源朝臣、入夜藏人頭宗光朝臣以

書狀奏云、依前權大納言源朝臣息事、天下爲穢、來六日釋奠停止事、可令宣下之由、只今自仙洞被仰下了、云々、

氐火 三日寅水執 三寶吉土公入 白露八月節 除足甲鴻雁來 隻巽外大歲後歸忌 結婚納徵吉

第六

後光嚴天皇宸翰御消息

竪一、〇一—横二、四二 一幅

此の御消息は年次と宛名とを詳かにせざれども恐らく奈良興福寺或は東大寺に贈り給ひしものにして攝州とあるは其の寺領兵庫關の事を指し給へるものなるべし。

遼遠之境、細々不申、煙鬱之處、承旨尤爲悅候、如祈禱事、如然無等閑之儀候之條、特本望候、雖無差事候、細々可申奉之由、深挿心底候、去比攝州儀、心苦思給候處、無爲歸洛、珍重歟、相搆以便宜得面謁者、可

国立国会図書館 タイトル『宸翰集』 請求記号 貴箱-11
ガラス使用

喜悦候、事々又可申候也、謹言、

十月十七日　（御花押）

第七　後小松天皇宸翰御消息

竪二、〇三―横一、四八

一幅

越前國坂北の庄を長講堂領に混ぜずして管領あるべきこと又なこねの郷以下幷に經文等の御處分にかゝるものなり。

越前國さかの北庄事、後ふか草の院御ゆづり被爲參候ぬ、長講だうにこむじまじきよし、うけ給候うへは、もとのごとく、郷々一圓の御管領しさゐ候まじく候、まづなこねの郷は、やがて下知を進候べく候、人を入れられ候べく候、たかむく、ふなよせは日ごろ御年ぐぶさたしかるべからず候、うけ文をめし進候べく候、不行を

ばとしごろもちて候つる、經ごもゝもたされ候べく候、このよし御心え候べく候、かしこ、

をうゐい七年八月六日

入え殿

見怡御房申させ給へ

第八　後小松天皇宸翰御製和歌御短册

竪二、一四〇―横〇、一七五

一幅

年月を明かにせず、金銀泥にて草花などを描ける短册を用ひ給へり。

閑中草花

跡たえて風だにこはぬ萩がえに身をしる露はきゆる日もなし

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

第九

稱光天皇宸翰論語抄

竪〇、九五〇―横〇、七二五

五冊

五冊の内第一冊(巻一之四)は天皇の親しく寫し給ひしものにして奥に「應永廿七年躬仁」とあり、殘四冊は勅命を奉じて五條三位爲綱が寫したるよし各冊に爲綱の識語あり、又全五冊ともに小口書は天皇の宸翰にして「論打」とあるは論語打聞の意なるべし。

今第一冊の巻首と巻尾とを拜寫す。

凡ソ此書ヲ撰スル事ハ、誰ガ註シタリソト云ニ、皇侃ハ孔子ノ弟子七十二人ノ達者ガ注トシタリ、鄭玄ハ仲弓子游子夏ガ注ストシタリ、唐ノ朝ノ柳子厚ガ論語ノ辨ニハ、曾子ガ弟子ト有若ガ弟子ト注ストシタリ、宋儒ノ伊川明道ハ、是ニ同ス、其故ハ、曾子ハ孔子ヨリ若キコト四十六歳、八十四ニメ死タリ、有若ハ孔子ヨリ若キコト四十二歳ゾ、然ルニ曾子ガ死スル時ノ末期ニ、啓予足啓予

手云事ヲ、此書ニ注タ程ニ、曾子ガ死スルマデ七十子ノ弟子ノ生キ殘ルハ有マイト云、是一、捴別師匠ノヨブ時ト吾ト稱スル時トハ名ヲ稱ス、他人ノ呼時ハ字ヲ呼、有若曾子ハ名ヲシル

(以上巻首)

トアラバ、正シク告テ直サスベシ、其ヲキカズハ止ムベシ、強テ云ヘバ踈遠ニナル也、

論語巻第二終

應永廿七年躬仁 (朱御印)

(以上巻尾)

第十

後花園天皇宸翰琴腹繪巻

竪〇、九六―横二七、二七

一巻

天皇が繪事を能くし給ひ多く繪巻を寫し給ひしことは、御父君後崇光院の看聞御記に見ゆるところなり、此の繪巻物は類本甚

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

だ少なく他に僅かに前田侯爵家に殘闕ありと聞くのみ、又琴の腹に鼠の子を産みしことに就いては拾遺和歌集巻七物名に「ねずみの琴のはらに子をうみたるを」と詞書して藤六輔相の

年をへて君をのみこそねすみつれことはらにやは子をばうむべき

の歌あり、尚外題は後花園天皇宸翰、箱書は中御門天皇宸翰なり。今其の巻首と最後の繪とを拜寫す、されど詞書はこゝに全文を載することゝせり。

後一條院の御とき、中宮のかたの御まへにたてられたる琴のはらに、ねずみの子をうみ侍りけるに、うへにさぶらふ人々も、やすからぬ事に申侍しに、御うへにもかゝることどもあまたおほき事にやと、殿上人などにもたづねおはしまししき、うちあるてうどもも、たまさかに手をだにふれぬうつはものは、しばしのほどは、ためらふなるうへ、ねずみなどもすをくひぬべきものにもあらざるに、ましてあさゆふにもてあそびおはします事に侍るなるに

なでいひて、いとつゝましくて、このありさまをうちひそみて侍しに、時の一の御人うぢの關白よりみちの大臣、ふるきためしどもおぼしあはせられしにや、内にて仰られしは、むかしあめのみかどの御世や、白雉のとしの中のころほひ、御厨のりうの馬の尾に鼠のすをくひ侍る事、いさゝかふるきふみにも見えしかど、それはゆへあることにもいひつたへ侍り、これはいみじき御こと

はらにと申給ぬ、

（繪）

そのゝち、内の御うへちかくさぶらふ人々、かゝるめづらしきことは、いみじき歌などにてよみあはせぬれば、そのことの葉にかなへる事なむあるといふことたためしなきにあらず、いざ人々の心のおよぶほどよみてもけふぜられよと、おほせごとはべりしかば、その心にかなひたることのはもがなと、こりぐ〳〵思ひめぐらされけるとかや、そのをりに、なをえたる中にもきよはらの元輔がむすめ清少納言、また大隅守時用が女赤染衛門、大江雅致が女和泉式部、そのほか名あるうたかた人の、あはれめでたきくち

ずさみもがなと、こゝろをくだき侍しかど、なまじゐに、人なみのことはらはいことほひなくやあらむと、あながちにふかく思ひいれられけるにや、そのけぢめおぼろげにもいひいでざりけるまことにかゝることは、歌人のおもなきやうにことさまの人はは内にもまかりいで侍る道命法師、いさゝか心ざしある事侍りて、伊勢のかたへまかりしに、みやこのかたの人にあひて侍ければ、このよしを聞てはべりければ、やがて思ひよりたる事もや有けむ、歌よみあはせたりと便にいひこしける、

（繪）

和泉式部、内にて此よしをつたへ聞、ふかくこの事をうらやみ、道命法師いせよりまかりかへるころ、野路のしゆくにてゆきむかひ、はしたなきゆふ君のまねをもてなし、ある夜、ほのくらきに、道命にあひて、みやこのかたにきこゆる琴の歌おぼしよりたるよしなむいひて、きかまほしくと申あへりければ、さうなくいひ興じ侍るべきにや、みやこにて申あひてのちこそとて、こりもあへ

ず侍しに、いまはみやこもちかくなりさぶらふなるうへにて、おほせられしのちは、なにごとなくこも聞および侍るべきなれ、せめてはじめの五もじなりとも、せちにのぞみ申侍りければ、この法師ちからなく、いにしへはこいふ五もじになむ侍るといひて、そのあとだにも申侍らざりけるに、あからさまに聞しやうにもてなし、それよりすぐにみやこにかへり、内にまうでゝ、かゝる事なむ思ひより侍るよしいひて、

いにしへはねすみかよふと聞しかどここはらにこそ子はまうけゝれ

こなむ申たりければ、ちかくさぶらふ人々も、ほいなくて、うへにもこことさらにもてけふぜさせ給ひける、

（繪）

前關白廉義公の御子に實資のきみと申おはしき、これもいみじき歌を詠じたまはむとて、ひたすらこの歌をあむじおはしましまして、

あふことはいつ手枕の野邊の床たかねすみして生るなでし

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

こ

ときこえしかど、はじめの歌にて、事かなひはべるにや、このうたはおもひより侍らざりける、そのゝち道命、伊勢のくによりかへりて、事のついでに、ひなにてよみしことの歌を申はべるに、さきに和泉式部が内にて申つる歌におなじ事になむ有ける、五もじならではいひもはべらざりけるに、すゑのおなじやうにかなひたるは、いづれもそのみちのきとくになむ有ける、此歌にやよりけむ、こと宮ばらに後冷泉院もいできさせ給ひて、めでたくおはしけるとなむ、

（繪）

道命みやこへのぼりけるよしを、式部つたへ聞て、いかなる事にや、せうそこをつかはしけるとなむ、そのつひでにおくにかきつけたる、

伊勢の神かけてたづねしいにしへはかよふねずみのあなかしこなる

といへるより、いせにてかりそめに見えし人は、式部にてわたり

つるとはしり侍りければ、いとわりなくぞおぼえける、そのゝちはひたすらうちとけて、心のおくのしのぶ山みちのとをきをもなにはなるみをつくしとて、津の國の天王寺まうで、あるはすみよしの浦に事よせて、まかりかよひけると、あからさまに人もつたへ聞をよびける、

（繪）

此道命あざりは、東三條の關白兼家公の御まごにて、御ちゝは右大將みちつな卿にて侍り、道綱卿もとより御生れつきいとあてにおはしましければ、御子道命あざりもいとけなきより、さまうつくしくぞおはしぬ、僧となり給ひけるのちは、天王寺別當にぞ成給ひける、ざへもとくも侍りて、人なみにはみえず、經卷あまた闇誦をゑ給ひ、とりわけ聲明はいと殊勝にて、類なき能讀なり、されば此あざり、かゝる大とくの身のうへにても、色ふかくさま惡しき事、人がらにはにげなくて見えにける、又いぶかしき奇特も侍りき、晝夜二六時の折節は、おこたりなく經卷をとなへ給ひしに、ある夜讀誦のおりから、庭のかたに、きゝなれぬ人音侍りしか

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

ば、道命たそこたづね給ひしに、われは五條洞院のほとりにすむおきな也、いつも中夜のつとめのおりふしは、夜ごとに來りて聽聞しけるに、君はしらずやと、こたへ給ひしかば、道命いとあやしく、都よりこの所までは、みちもはるかに侍るに、毎夜來り給ふこその御事、とりわきかたちも老たるさまに見え給ふ人の、いかなるゆへにて侍るぞや、そも名は誰と申にやと、尋給ひしに、少彦名神ときこえ給ひて、そのゆきかたもなかりける、それよりいつも讀誦のおりは神きますことなり、

（繪）

さればこの道命は、かゝるひきやうの人にてはべりぬれごも、こくのいたれることにもや、あさゆふのつとめとこしなへにをこたりなきこと、ことしひさし、諷誦聲明の音律にかなひ、みなきく人はきもにそみてぞおぼえける、おほくこのたぐひの人もはべりぬれごも、此法師の音にまさるものもなくこそ、その世の人は申ける、かゝるゆへにや、神明にもつうじけむ、ある夜式部かたには、べりて、曉のころまでこかくかたらひて侍るおりにも、また聲明

いみじくしばしこなへけるつゐでに、もしや神聽聞し給ひぬる事もや侍らむ、このよしをしきぶにもかたりて、きこくの思ひをなさしめむこ、聲明のをはりに、こよひも神やおはしますかこ、道命こゑをかはしてたづね侍れごも、さらにこたへもなかりければ、いぶかしくおぼへはべられける、

（繪）

此阿闍梨、またある曉、陀羅尼をいとすせうにしばしのほごごなへはべりける、音律よくこゝのほり、聞人はきもにそみてぞおぼへける、有明の月のかげはすみの江の松の木のまにをちて、あかつきの浪のこゑは、こがねのきしによするほご、いこものあはれ成おり、れいの神ましけるにや、ちかきそこもに、人のおこなひぬるやうにおぼへければ、法師聲明みちはべりてのち、又神明おはしますにやこ申されければ、こよひは侍るよし、いこたえなる御聲にてこたへ給ひけるほごに、法師たづね申されしは、ひこひみやこにてしきぶがもこにありし時、あか月尋侍りしおりふし、御こたへもましまさぬいぶかしさ、こことにみやゐちかきほとりにて

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

侍るに、此ほとりまでは、みちのさかひもへだゝりてはべるさえ、夜ごとにきますこの御事、いかなるゆへにやとたづね給ひければ、神のたまはく、さる事よ、みやこちかきほとりはひとしほにて

（繪）

はべれごも、しきぶがもとにゐ給ふおりふしは、御身のかたらひにて不淨をいとひはべりて、かりそめにもかゝる事のいへるおりからには、ちかづき侍らずとの給ひけるとなむ、むかしはかゝる奇異の事も有けるにや、いまの世までも申つたへ侍る、

六〇

第十一　後花園天皇宸翰建武年中行事

竪〇、八三―横〇、五六　一冊

寛正五年天皇御譲位の後、後醍醐天皇御撰の所謂建武年中行事を親しく寫し給ひ、新帝後土御門天皇に進じ給ひしものなり、所々近代中絶せる公事を注し給へり。

今其の巻首、巻末、並に御奥書を拜寫す。

もゝしきのうち、はたこせの春秋をゝくりむかへて、今もかつみるうちの事どもは、おぼつかなかるべきにもあらぬを、いまさらにかきつけんも、めづらしからぬ心ちすれご、をりにふれ時につけたる大やけごとゞも、行末の鏡まではなくこも、をのづから又その世には、かくこそ有けれなごやうの物語のたよりには成なんかし、

春をむかふる程は、内わたりなべてこゝしげければ、いづくをはじめなるべしこも、わきがたき様なれご、所々の御装束ごもこの主殿掃部もりかもりの女孺ずごもさはがしくいそぎこゝのへたるに、つい追儺なはてゝ、砌のこもし火ごも、かすかにみえわたる程、四方拜〳〵四方拜の御装束いそがすめり、事おこなふ藏人、こごね小舎人りやうの物、聲々こごにつきたる、

（以上巻首）

をへて瀧の戸にいづ、こよひ所々にこもし火をおほくこもす、東

六一

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11

ガラス使用

庭あさがれいだいばん所のまへみぎりに、こうだいをひまなく
立てともすなり、よをりの氣色、六月におなじ、燈臺 六二
（以下六行張紙）
よおりのしき、六月におなじ、
正平七年冬仰二入道准后一令レ書二寫之一訖
同八年正月十八日、校二合之一、參議左近中將藤原朝臣公多候レ之、
此一局、本上中下三卷也 日野中納言 廣光卿 密々令二恩借一間、寫留訖、最可レ爲二有
職之極秘一者哉、
皆文明第十七閏三月十六日 後法興院 判
本云 此年中行事者後醐醍院製作也、此外日中行事指圖幷彼宸筆正本鳥子紙數
小卷物 臨時部在レ別 年中行事 無銘、只被レ號二御秘抄一歟、然而暫所レ加二外題一也、予元來所持本爲二校
合一申二出大覺寺殿御本正文一、重加二清書一了、
判
（以上卷末）
應永十三年季夏上旬
此秘抄以二大閤本一書二寫之一、所レ進二禁裏一也、近代中絶公事等大概注二付之一
畢、

寬正第五曆無射中旬候
（御花押）

第十二

後土御門天皇宸翰建武年中行事御奥書

竪〇、八三―横〇、五六 一枚

後花園天皇より進ぜられし建武年中行事の御奥書なり、後花園
天皇御奥書の次丁に在り。

此一册、如二右奥書一、鳥子料紙小卷物 南朝後村上御自筆、奥書
納言 廣光 所持之間、以二件本一所レ令二校合一也、相違之所少々被二注付一畢、彌
可レ爲二秘本一者也、
干時文明十三年九月上旬候 （御花押）

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

第十三

後土御門天皇宸翰御製御竪詠草

竪一、〇二―横一、四六

一　通

文明十三年十二月飛鳥井雅康の合點し奉れる御詠草なり。

鶯

うぐひすのこゑのにほひもさそふらし木づたふ梅のはなのあ
さ風

水にすむ河づよいかに鶯は軒ばのむめの花になくなり

わかなつむ人のためとやうぐひすの春の野に出て初音なくら
む

文明十三十二十八雅康卿點

第十四

後土御門天皇宸翰御製詩御懐紙

竪一、一八―横一、七六

一　通

年月を明かにせず。

賦二銀河夜色一詩以清爲韻

河漢西流欲二二更一、秋風萬里素雲輕、巧樓忽覺新涼氣、天上人間一樣
清、

第十五

後土御門天皇宸翰御製和歌三首御懐紙

竪一、四三―横一、九九

一　通

年月を明かにせず。

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

詠三首倭歌

庭落葉

ふきまよひしぐるゝ庭の松かぜにまさごをそめてちる木のは

哉

不逢戀

きるかへりふるもつれなしおなじ世をまつことせしまのそでの

露霜

寄鶴祝

久にへん千世の友づる行するるの空にはるけき聲きこゆなり

第十六

後土御門天皇宸翰御製和歌御竪詠草

堅一、〇二一横一、四五

一幅

此の御製年月を明かにせず、又奥に「いづれも殊勝無極存候」と書したる加點者の何人なるかをも詳にせず。

殘菊

そめつくす木の葉は霜に口なしのひとしほなれやのこるそがきく

霜ふかき菊のかれ葉もひとつ色にさきそふ秋の花かとぞみる

寄筆戀

戀しとも書きだにあへぬ涙こそたゞ一ふでのうみとなりけれ

うき床のまくらのみかは水ぐきもちりにうもれてかきたゆる

中

式日無沙汰候て正たゐなく候、瓦礫同前に候

いづれも殊勝無極存候

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11

ガラス使用

第十七

後柏原天皇宸翰蹴鞠口傳集

竪〇、九一―横〇、七四　六八　一冊

明應九年二月親しく寫し給ひものなり、後年後西天皇反古の中より選出し給ひ其の闕文を補ひ給ひし事は別掲後西天皇御奥書に明かなり、卷首に「宮內省圖書印」の朱印あるは此の本嘗て秘庫より出でゝ宮內省に保管せられしためなり。

今其の卷首と御奥書とを拜寫す。

蹴鞠口傳集

劉向別錄曰、蹴鞠者、傳言黃帝所レ作、或曰、起二戰國時一、託二於黃帝一、蹋踘兵勢也、所(以)レ練二武士一、知レ有レ才也、今軍士無レ事、得レ使二蹋鞠一、史記蘇秦傳曰、臨溜(縞)民、無レ不レ吹レ竽鼓レ瑟彈レ琴擊レ筑鬬レ雞走レ狗六傳(博)蹋鞠、漢書曰、東方朔云、董君貴寵、天莫(下)レ不レ聞、郡國狗馬蹴鞠客輻二湊董氏一、魏略曰、孔桂字叔林、性便妍、曉二博奕蹋鞠一、故太祖愛レ之、每在二左右一、

壽永二年四月十八日

從二位行刑部卿藤原朝臣賴輔

右不慮一覽之間、頃刻馳二筆灯下一、朦朧不レ顧二字形之異樣一、不レ可二外見一而已、

明應第九二月十六日

（以上卷末識語）

（以上卷首）

一通

第十八

後柏原天皇宸翰宸記

竪〇、九一―横一、四二　六九

明應九年十一月及び十二月の宸記なり。

人侍從大納言、勸修寺中納言、山科中納言、甘露寺中納

言、源宰相中將、前□□、頭辨守光朝臣、申沙汰也、五位職事
尚顯、惟長、指燭之役、隆康、資直、在名、諸仲、兼緒(カ)等也、伏見
院詩歌宸筆、不慮感得、自愛此事也、
廿　日　鷺　源中納言五衣事申、
廿一日同　内々男衆申沙汰、五獻、
廿二日同權　四辻前中納言、左衛門督、園宰相
廿三日　奏事始、侍從大納言内々儀者議定所也、冷泉爲和羽林少將
事、永宣朝臣一級事也、今日遣詔奏、警固々關事、御誦經
使定二ケ條事、陣議アリ、黑戸殿疊ハジムル也、寺家ヨ
リ沙汰也、
廿四日同
廿五日鵜　今朝、初雪降、入レ夜武家ヨリ今度踐祚禮ニ祿劔御馬被(鴇毛)レ
進、
廿六日同　小槻元光從下申、
廿七日　二度雪降、盆盞之石預置、人數、伏見殿石二(鉢アリ)何レモ胡銅、菊
第左大臣石一(鉢ナシ大也)　山科中納言(石、鉢二、一ハ胡銅、源宰
二、一ハ土器)　相中將(石三、又大石、大石ハ舟ニ入、
已上四、小石三ハ胡銅物)　守光朝臣石二(一ハ鉢ニ入、一ハ鉢ナシ、)
和忠朝臣石一(妙法院アヅケ申)　竹植タル石一
御遣物武家ヘ被レ遣、太刀(助兼)　四幅繪(夏珪有レ讃)　盆(堆紅)　已上、
使勸修寺中納言、中御門大納言自二越前一上洛、宮笥二種
二荷、鳥子(五十枚薄樣十帖、)　受戒、始而授、戒師雲龍院、布施
大香合引合、

廿八日

廿九日(内アヲ)

臘月

一日眞
二日鵜
三日鵜眞祭
四日鵜
五日鵜　平鞘太刀伊勢守ニ遣、若宮深ソギ髮ソギノ役、伏見殿
御倍膳、大典中内、
六日　定秀太刀伏見殿御物之間返進候、祝着之□□
七日鵜　二宮始而自二伏見殿一御參、以レ次食初(テリヨ)　此前ニテア

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

リ、

九日 青酸

十日 權典侍從五位下從五位上ヲ申、(中内侍)松子從五位下ヲ申、(新内侍)繼子同前、

十一日 倚廬之儀、戌時關白參候、

廿三日 倚廬還御、關白不參、無量壽院踐祚禮申、引合扇、無對面、

廿四日 早朝鴉 懈怠

廿五 鴉 大德寺同養トク寺禮申(小高)檀紙香合持參、両僧同對面、

廿六日 眞 奏事始、甘露寺申、一付資直、平座上卿中御門大納言可定之由、伺申、參議少納言辨可參之條、嚴重之儀候也、然而上卿辨許也、伊長正下申、伯雅益侍從事申、奏事此等也、伯阿賀丸早朝首服、今日山科息阿茶丸同首服、々々日、軈内藏頭ヲ申、代々之例之由以守光朝臣申、勅許之由仰之、賢房貫首之事傳奏申、同勅許、般舟院御中陰無爲之由申、對面、折二合茶進之、香合小高檀紙胡銅香爐三種遣之、大炊御門御遺物遣之、 廿七日 聖(正)忌初被執

行、明日衰日ニ依テ今日也、御經供養導師 □妙院 着座、按察布施トリ隆康奉行惟長今日春日祭付社家

廿七日 權

廿八日 大 受戒之儀如前、安樂光院被補住持、禮ニ參、引合□燒(カ)香爐持參、甘露寺中云々(カ)

第十九

後柏原天皇宸翰宸記

竪〇、八二—横一、三八 一通

大永元年(永正十八年)四月五月の宸記にして故紙を用ひ給へり。

四月五日 正四位下 資能朝臣

六日 大善寺歟 即位禮ニ香合十帖持參、對面

久我大納言同禮ニ參候、對面

国立国会図書館 タイトル『宸翰集』 請求記号 貴箱-11
ガラス使用

七日　安樂光院折三合進上、賴繼ニ被レ仰、女叙位之風記進レ之、參役之御點申出、執筆内府、入眼上卿冷泉中納言、（中納言相當也、）大略近來次將基規朝臣、少納言範久等被レ仰

八日　長雅侍從（當中納言子息、）自ニ大慈院一荷三種

九日　定法寺法務無量壽院僧正事自ニ門跡一執奏（左中辨宣）

十日　帥中納言、亞相、九條二位少將、中納言、中將兼任、洞院攝政例云々、同女叙位御點申出（賴繼）

十一日　中納言今度之闕ニ右衛門督可ニ申受一之由申、（廣大納言奏）播磨國西福寺禪師號申（勅許、）（在世）伯三位申ニ勅許一

十六日　自ニ關白一三合二荷進上、在富（資定奏）朝臣丹波介兼國申、勅許同定延加級申、是者在國之者也、無ニ勅許一

十七日　來迎寺香衣申、賴繼奏、自ニ田舍一今日上洛、對面、檀紙疊子代進上

十八日　自ニ延應寺一卷數茶五十袋進上、伊勢國也

勅願寺云々、自ニ安禪寺一被ニ執申一、每度事也

內々小番、今日結改、甘露寺申沙汰也

十九日　女舞、兩御倉二月三月之分進上、甲斐武田左京大夫同叙爵事両條申、伊勢守申入、廣橋奏、馬、太刀進上、太刀ハ國吉、馬者廣橋申出、鏡箱之地藏供養御室、扇杉原御布施

女叙位ニツ井テ女中ノ加階叙爵之趣シルサレテ奉行ニ出サル、

廿日　受戒之布施扇杉原

廿一日　天應寺被ニ命對面一

十九日陽明北御方一位事、一條中納言勅役事、被レ申、中納言者勅役之方々有レ之、依ニ此由一被レ仰、左大辨納言勅許雖レ有ニ上首一（七人）以ニ大辨之勞勅許一自ニ中務卿親王一被レ申ニ二品一事

廿八日　自ニ中務卿宮一金太刀馬被レ進、叙品之禮云々

五月二日　延應寺（伊寺）（勅願寺、）被レ出ニ奉加帳一、金太刀被レ遣（安禪寺宮）被ニ執申一

四日　三條宰相中將中納言昇進事、廣大納言披露、勅賜者方々有レ之之由被レ仰

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

第二十

後柏原天皇宸翰勅書案

竪一、〇八一横一、五二

一　通

天台座主の大藏經閲了につき御祝意を表せられ、かゝる大徳の値遇結縁を喜び給ひしものにして、附札に

大藏省(マヽ)閲之事

とあり。

立文之上ハ只如常梶井ごのへ此分も内々にて可然候□

大藏看閲、已被終其功之由承候、尤珍重、宿世之感應、雖不能左右、末代之美談更不堪褒賞、熟思十一年之勤勞、相同三五反之高覽者乎、就中根本經藏、幷前唐院虫拂事、近代山務未曾有之所作候歟、一段御自愛察申令悦耳候、朕平生不德、於事慚愧之處、如此與足下同時

値遇結縁之儀、聊謝愁歎了、彌以護持之薫修眞俗可復舊貫之條、念願而已候、餘事期後信候也、

天台座主

座前

第二十一

後柏原天皇宸翰御製和歌御懐紙

竪二、一四一横一、六一

一　幅

年月を明かにせざれごも、天皇未だ親王に在せし時の御製なり。

春日詠初春祝和歌

無品勝仁親王

あまねしなおさまる春にたちかへるこしの光も君がめぐみも

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

第二十二

後柏原天皇宸翰御製詩御懐紙

竪二、一八―横二、七二　一通

此の御製は年月を明かにせざれども天皇未だ親王に在せし時、後土御門天皇御製詩に次韻し給ひしものなり。

謹依二尊韻一伏希二天覧一

無品勝仁親王

滿城紅紫領二青春一、花極無レ私日々新、數寸毫端幾風景、初知佳句又驚レ人

第二十三

後柏原天皇宸翰御製和歌三首御懐紙

竪二、一〇―横二、五九　一幅

年月を明かにせざれども天皇未だ親王に在せし時の御製なり。

冬日詠三首和歌

三品勝仁親王

遠炭竈

あはれとは炭やくわざに思ひやれおほはら山の雪のあしたを

市歳暮

くれてゆく年もおしまで市人やいまこむ春をうる事にせむ

旅宿夢

行末のみちをいそぎて草枕こゝろとさます夢ぞみじかき

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

第二十四

後柏原天皇宸翰御製和歌三首御懐紙

竪一、二〇―横一、七二

一　通

年月を明かにせざれども天皇未だ親王に在せし時の御製なり。

春日詠三首和歌

三品勝仁親王

蕨

若菜つみし野原にちかき山がつのこれも雪間におるわらびかな

蛙

音もなきこほりのひまの浪よりもをのれうち出てなくかはづかな

恨

わが思ひいひそめし日の程もなき中にうらみをしらるゝもうし

第二十五

後奈良天皇宸翰御製和歌御懐紙

竪一、〇二―横一、四四

一　通

列聖全集本御製集によれば永正十四年三月廿五日の御製なり、但し御製集には初句を「さはれぬを」とせり。

春日詠花落客稀和歌

無品知仁親王

さはれしを忘れぬやどにちりのこる梢のはなぞ人だのめなる

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11

ガラス使用

第二十六

後奈良天皇宸翰心經御發願文案

竪〇、八六—横一、四六　一通

大永五年當時流行せし瘡病絶滅のために、親しく心經を寫し給ひ祈願せさせ給ひし御文案なり。

頃年小瘡流布、都鄙愁苦日久矣、依レ之爲レ利二蒼生一、聊凝二丹棘一、書寫般若之眞文一、禱二尒仁和之靈寺一、仰冀三寶知見、萬民安樂、乃至法界平等利益

大永五年十一月、、日

山上分

延曆之靈寺

銘

般若心經　弘法大師筆者只心經二字計候歟、兩樣共以レ不レ可レ有二子細一哉

第二十七

後奈良天皇宸翰宸記

一通

天文十三年正月の宸記なり。

天文十三甲辰年正月大

節會ニ參度衆、內辨久我新大納言晴通、下(外)辨正親町權中納言公叙、万里小路中納言惟房、參義(議)ハ山科言繼、大內記ニハ高辻長雅參チ(マヽ)ノ辨ハ國光也

朔日、晴天、庚子、　日野中納言光康、同藤中納言永家、禮仁參、同久我新大納言、今夜依二內辨一大納言拜賀一、同樽二色三荷進上、今夜禮ニ參度衆、甘露寺大納言伊長、是ハ番トテ御コワクゴヨリ前ニ早出、同タケメシ盃出、三條大納言實世、正親町權中納言公叙、菅中納言長淳、伯二位雅業、山科言繼、四辻中將季遠、高倉三位範久、薄以緒、同御所へ參、供ニ此衆ツル、、供ノ時万里小路中納言惟房、從二御所一歸坊

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

城長陰、又盃出、同御コワクゴ參、今夜ハンゼン伊茶、御コワクゴノハンゼンハ万里小路中納言惟房也、

二日、晴天、辛牛、有春子有理御身ガタメニ參、同夜廣橋大納言兼秀、庭田重保、廣橋子左中辨國光、山科言繼、五辻爲仲、禮ニ參、同何ニモ盃出、今夜ハンゼン阿古、入眼上卿大納言之時者必中納言又中納言ニテモ入眼上卿スル也、本ハ大臣シタル由、今日万里小路中納言惟房於乳局物語申、

三日、晴天、壬寅、万里小路前大納言秀房、女房東向同、今朝鞍馬ヘ參、軈而下向、夜御ハガタメ參、高橋始テ御ハガタメニクシ柿ヲク也、同夜山科言繼、五辻爲仲、四辻中將季遠、禮ニ參、山科姫宮ニ胡鬼子參スル、文胡鬼板也、

四日、晴天、癸卯、夜三條西前右府公條、禮ニ參、盃出同、自畫(晝)入眼ノシユライスルトテ、万方ニ井テ前右府禮ノ次ニ參、シバシ後迄物語、其後乳局にて盃出也、

五日、晴天、甲辰、畫(晝)在冨御身ガタメニ參、今日節分也、曇花(ケイ)院ヨリ年始之文有、

六日、雪降、乙巳、今日朝滿山寺へ皆々喚也、鷹司子也、關白依佳日

(以上表面)

五日之叙位有今夜入眼、管(菅)中納言長淳也、高倉範久、申參儀(議)、今夜立春之御盃ニ御所へ參、シヤウゾクエモ正親町權中納言公叙尻也、同ビンヲカク、御所へ參サマ正親町權中納言公叙、万里小路中納言惟房、薄以緒朝臣也、

七日、晴天、丙午、今夜御所へ參同、是ニテ御コワクゴ參、召出ニ甘露寺大納言伊長、万里小路前大秀房、正親町權中納言公叙、万里小路中納言惟房卿、等也、今夜高倉參儀(議)之拜賀アリ、晝飛鳥井中將雅敎年禮ニ參、

八日、晴天、丁未、

九日、晴天、申、

十日、巳酉、從夜明終日大雪、武家ノシヤコウ參內、其後近衞前關白稙家、禮被參候、同其次久我新大納言晴通卿、シヤウゴ院、カヂ、大覺寺也、其後理正院參、加持參、日野町、夜青門跡、竹內、轉法輪右府公賴、禮也、是ニハ盃出也、

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

第二十八

後奈良天皇宸翰宣命案

天皇の御代は、皇室式微の極に達し、卽位の大禮も踐祚の後九年にして纔に行はせ給ひしが、大嘗會は終に行はせ給ふこと能はざりき、此の宣命は、天皇踐祚し給ひしより二十年を經たれど、猶大嘗會を行はせ給ふこと能はざるを大神宮に謝し給へるものなり。

維天文十四年歲次乙巳八月廿八日 吉日良辰爾 掛毛畏喜伊勢太神宮仁恐美恐美毛 申久 夫百王乃餘孽仁承豆 十善乃帝位仁登利 人主止備禮利 然止毛 大嘗會悠紀主紀乃神殿仁 自神供乎備留古止 不レ遂ニ其節一須 敢豆 怠禮留爾阿良須 國乃力乃衰微乎 思故也神明

定豆 鑒美 給倍志 寶位于レ今二十年未レ滿ニ心中之所願一須 其故は公道行波禮須 賢聖有德乃人無久下克上乃心盛仁豆 暴惡乃凶族所乎得多利 昔乃諸國乃調物止豆 進利止古止乃爾波 處分止豆 備流古止毛 其國乃守護乃武士恣仁 押取豆 諸社神事毛 退轉志 諸王諸臣モ 衰微世末志加波 繼躰乃寶位毛危久累代乃仕途毛 塞利奴倍志 聖運乃延長毛憑ミ少志急仁 威力乎加豆 上下和睦志 民戸豐饒仁 彌寶祖(祚)長久仁 所願速仁 成就スル古止乎 得志免豆 神冥納受乎垂給倍止 恐美畏美毛 申

第二十九

後奈良天皇宸翰宸記

竪一、〇八—横一、五一

天文廿三年六月の宸記なり。

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

天文廿三六月分

朔日、晴天、夜禮ニ參度衆、廣橋兼秀、五辻爲仲、薄以緒(ヲ)、伯少將邦冨、四辻少將公遠、庭田重保、六人、

二日、雨降、茂首主參、今日法花經四卷紐解、今日ヨリ前阿古所ニ居度、阿屋々コナタニ居ル、

三日、雨降、雷鳴、茂首主不レ參、

四日、朝晴天、後晝過雨降、雷鳴、九蓮社入道瘧見舞ニ來ル、朝法花經三卷筆立、同四卷モ來、未是者不レ書、朝入道瘧故、原へ石ニテシチ(マヽ)堂クミニ女房衆行、今日入道瘧落ル、松沙コノ扇、同月次之短尺、打曇、乳人取而來ル、

五日、晴天、

六日、晴天、

七日、晴天、茂首主參、

八日、晴天、茂首主參、

九日、晴天、伊茶大聖寺江留ニ也、

十日、晴天、茂首主參、今日法花經四卷畢、

十一日、晴天、茂首主參、法花經五卷紐解、

十二日、晴天、朝皆々女房賀茂蓮見ニ行、伊茶御乳人計留ル也、稱名院中院少將通總短尺詠進、同四辻少將公遠詠進、

十三日、晴天、

十四日、晴天、

十五日、晴天、

十六日、朝晴天、其後雨降、雷鳴、雷相國寺江頂德院ノ邊江落ルト云々、皆々ニ□松、カツウ如ニ年々、

十七日、晴天、茂首主瓜マキ一折樽　荷持參、玉泉院皆々於レ前、其後大聖寺賀茂蓮見ニ也、伊茶留也、

十八日、朝晴天、雨降、雷鳴、

十九日、朝晴天、其後雨降、雷鳴、

廿日、晴天、於ニ御所聯句有レ之、地震、

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

第三十

後奈良天皇宸翰御製詩御懐紙

竪一、一八―横一、七五　一通

年月を明かにせざれども、天皇なほ親王に在せし時の御製なり。

春日賦二陽春先到一梅詩（題中取レ韻）

二品知仁親王

枝北枝南微暖催、東風先發畫簾梅、暗香浮動雪消處、知是陽春有レ脚來、

第三十一

後奈良天皇宸翰朗詠詩歌

竪〇、七八―横七、六八　一巻

和漢朗詠集に出でたる詩歌を寫し給ひしものなり。今其の一部を拜寫す。

長生殿裏春秋冨、不老門前日月遲

いくさとか月の光もにほふらむ梅さく山の峯のはるかぜ

第三十二

後奈良天皇宸翰繪入御消息

竪〇、三五―横一、五〇　一通

此は三月盡日の頃、折にふれての御消息なるべし、茶地丸は天皇の御童名なり。

此ほどは久しく御ふみにてさへ(繪)申入候はで、御ゆかしく存候、又御歌をばよくあそばし候やらん、春はけふにてはて爲レ參候、な

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11

ガラス使用

にごとも候はず、御うたゝ〳〵しさは天山河にて御入候、さても〳〵是は何ゆへ御うたゝ〳〵しくはなり候らんとあさましく存候、空のはげしさ同御こゝろをしはかり爲參候、御ゆかしさもいつか申入候はんずらんこうはのそらに存候、此よし御日もじ、かしこ

親王の御方さまへ誰にても申度候　茶地丸

第三十三

後奈良天皇宸翰御消息

竪〇、九七―横一、四七

一通

此の御消息は、蘇合の秘曲御傳受の御場所は、小御所と議定所と何れにすべきかにつきて叡慮を示させ給ひしものなり、蓋し樂道は、和歌書道と共に宮中に於いて最も重視し給ふ御例なりし

なり。

今三通の内一通を拜寫す。

なを申候、御傳受の御ざしきは、小御所にても、議定所にても、くるしからず候、蘇合傳受の時は、先皇の御代にて、小御所にての御事にて、そのぶんに仰しだいに〳〵爲參候たる御事にて候、此代の時は、議定所にて御入候、ぎぢやう所が手ぢかくてよく御入候まゝ、議定所にてと申候つる御事にて候、さりながらいづくにても、御心しだいにて爲參候、つねの御所にてこん爲參候まゝ、ぎぢやう所がよく御入候、

已上

第三十四

正親町天皇宸翰御製和歌御懷紙

竪一、一七―横一、七六

一通

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

菊契多秋の御題は、山科言繼の日記によれば、弘治元年の重陽和歌御會の時のものなれば、天皇なほ親王に在せし時のものなり。

重陽詠菊契多秋和歌

二品方仁親王

千とせをも色香にこめていく秋か花にさきいづる庭のしら菊

第三十五

正親町天皇宸翰女房奉書案

竪一、〇六一、五三

一通

端裏書に

仰永祿二
五十三

附札に

内裏御しゆりの奉書

こあり、武家傳奏勸修寺尹豐に下し給ひ、河内の守護(畠山高政カ)に仰せて節會雜用幷御台所修理のことを促し給ひしものなり。

せちゑのぞうよう、おなじくだい所御しゆりの事、かわちよりないく御うけ申候つるが、いまになに共申さず候、せちゑみけにつきて、しよしくにんせつく〳〵に申候、又だい所御しゆりの事、一かう正たいもなく、女くわんさぶらひ候べきやうも候はず、御ぜんなどもふり候へば、こゝのへ候べきやうも候はで、かたはしてんたうにおよび候、一日もいそぎ、御しゆりの事、おほせつけられ候たくおぼしめし候、さいはい御うけ申候事にて候ほどに、このすへをこげ候やうに、むろまち殿よりかたくおほせいだされ候はゞ、よろこびおぼしめし候べく候、くにへのやうだいさいぜん御たづねの時、くわしく申され候つるら(ママ)れ候ほどに、ふんべつをくわへられ候て、よく〳〵申され候よし、心へ候て申とて候、かしく、

くわんしゆ寺一位どのへ

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』 請求記号 貴箱-11

ガラス使用

第三十六

正親町天皇宸翰女房奉書案

竪〇、八五―横一、四一

一通

端裏書に天皇宸翰にて「ゐいろく二年七月十一日」とありて、傳奏廣橋國光に下し給ひしものなり、此の度卽位の大禮を行はせられんがために禁裏所々修理を要すべく、既に毛利元就の献金ありしかども、なほ未だ足らざれば、室町幕府に於いて之を辨ずべき由を命じ給ひしものなり。

御そくゐの事、大かたかつ下行ごもおほせつけられ、けんてうのやうに候、それにつきて御しゆりのかたぐ〳〵ごも、あまたいらせおはしまし候、そのうちべつして、こんごに御そくゐこりおこなはれ候所は、いそぎ〳〵させられ候はでは、かなひ候はぬ事にて候、御しゆりまでの事は、もりかたよりも申つけがたきよし申候ほどに、むろまち殿ごして、きごおほせつけられ候やうに候はゞ、めでたくよろこびおぼしめし候べき、十月にごおぼしめし候へば、はや日もなき事にて候、いそぎおほせられ候やうに、よく申入られ候べく候よし、心へ候て申て候、

ひろはし大納言ごのへ

九六

第三十七

正親町天皇宸翰綸旨案

竪〇、七八―横一、三一

一通

永祿年間石見國邇摩郡に銀山を發見す、領主毛利元就之を朝廷に献ず、天皇之を嘉納し給ひ、乃ち元就を以つてその代官職に任じ給ひ、賦税納入を全うすべき由を命じ給ひしものなり、靈元天皇宸翰御附札に

綸旨　石見國銀山出現御料所トなる事

九七

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

とあり。

石見國邇摩郡銀山出現、可レ謂二國之祥瑞一、而可レ爲二御料所一之由申入條、尤爲二神妙一者也、然則御代官職事、以二毛利陸奥守元就一、末代可レ被二仰付一可レ全二賦税一之由、爲二室町殿一可レ被レ加二下知一之旨、天氣所レ候也、仍執達如レ件、

永祿六年　――――

第三十八

正親町天皇宸翰女房奉書案

堅〇、八九五―横一、四六〇

一通

端裏書に

仰永祿十一九　までのこうぢ大納言どのへ

とありて、第一皇子誠仁親王(陽光院)御元服に當り、其の費用の調達を尾張守織田信長に命じ給ひしものにして、嚮に信長の父彈正忠信秀が禁裏修理の料を献じたる緣もあれば、信長も奉公の誠を致すべき旨万里小路惟房をして傳へしめられしものなり。

宮の御かた、御げんぶくの事、いそがれたくおぼしめされ候、わりの守ちそう候やうに申くだされ候へ、せん年、だん正の忠もこの御所の御事ちそうたにこことなる御事にて候つる、あいかわらず、一かど申さた候やうに、御心へ候て、おほせ下され候べく候よし、能々申とて候、かしく、

第三十九

正親町天皇宸翰女房奉書案

堅〇、八〇―横一、三四

一通

端裏書に

ゑいろく十二年十月十七日　信長俄下度時之勅書之案、三條大納言下ノ也

とあり、永祿十二年十月十一日織田信長上洛し、同十六日遽に歸

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11

ガラス使用

國す、盖し將軍足利義昭と隙を生ぜしによる、天皇之を聞召され、御憂慮の餘り、その事情を御下問遊ばされしものなり。

信長にわかに歸國のよし、おごろきおぼしめし候、いかやうの事にてかと、心もとなきよし、たづねおほせられたく候、はるゞ〳〵の道にて、わづらはしさながら、きと下かう候て、るい心のおもむきをつたへられ候はゞ、よろこびおぼしめし候べきよし、心へ候て申とて候、

一〇〇

第四十　正親町天皇宸翰勅書案

竪一、〇五—横一、四五　一通

此の勅案は、織田彈正忠信長に向ひ、讓位の事を御申付ありしに、信長萬事を奉行すべきよし奏答せしに對し、御悦の叡旨を洩し給ひしものなり、包紙に

御讓位之事箱へ可入事

とあり。

讓位の事申さた候べき由、内々申入候つる、後土御門院以來、此御のぞみにて候つれども、事ゆき候はで、御さたに及候はず候つる、只今存じより候處、奇特さ、朝家再興の時いたり候とたのもしく祝ぼしめし候、かしく、

彈正忠どのへ

第四十一　正親町天皇宸翰勅書案斷簡

竪一、〇五—横一、七五　一通

永祿十一二年の交、織田信長は將軍足利義昭を奉じて上洛し、朝

一〇一

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

廷復興の事に努む、當時その忠勤を嘉し給ひしものなるべし。

今度早速に入洛せられ候珍重候、しかしながら信長忠功により候と感じ入候、漢家本朝比類なき事候能々、

第四十二　正親町天皇宸翰御消息

竪〇、五二

此の御消息は誠仁親王に賜ひしものなるべく、文中に見ゆる万里小路惟房は、元龜四年に薨去せるを以つて略年代を推察し得べし、蓋し親王御若年に際し、經學御指導、筆道御指南、さては御癒氣御養生につきて、細微に御注意遊ばされしものなり。

今全四通の内二通を拜寫す。

孟子本先一帖爲參候、點せられて候はゞ、又次を爲參候べく候、こなたに唯これなくては、自然見候本候はぬまゝ、片時も候はねば事をかき候、注本などは小字にて目かすみ候間、一かうにみえず候、又此題しづかに一覽候て爲參候べく候、毛詩本の清三位入道に点をさせて候つる、比興なる本にて候、これも櫃どもの中に入させて候ほどに、尋て爲參候べく候、又手本の事、伏見院を御ならひてよく候べく候、先皇には天然御筆自在にあそばし候て、わろく習候へば、一かうの事にて候ほどに、これも前の手本を爲參候べく候、かしく、

又御養生のかんようにて候、まいり物などをも能々心をそへられて、ふさたゝりつべしき物は千萬無用にて候、又風をひかれ候事もいさゝかもわろく候べく候、かたく〳〵めでたき事を承候べく候、かしく

其後は御おこり氣いよ〳〵驗なる事候や、御心もとなく候、又惟房卿に鶴林玉露ちらと御覽ぜられたく候、やがて〳〵返しつか

はされ候べく候よし、おほせつたへられ候べく候、又今日は下よ
り玄番又山(大)和河内衆なご出候はれ候、自然存知のもの来候とも、
先こゝもと落居なきほごは、北門邊へたちより候はぬやうにて、
あつかひ候はゞ、よく候べく候、よく〳〵これをおほせきかせら
れ候べく候、

第四十三

正親町天皇宸翰御製和歌二首御懐紙

堅二、三〇—横一、四八

一通

年月を明かにせず、竹こは御雅名なり。

詠梅薫風和歌

竹

梅が香はさそひても猶ちりうせぬ根ざしやかよふ軒の松かぜ

第四十四

正親町天皇宸翰和歌三首御懐紙

堅二、四一—横二、〇九

一通

稀逢戀

すたれたる身をや恨んたえたるをつぐばかりなるまれのあふ
瀬は

年月を明かにせず。

詠三首和歌

五月雨久

水まさり日をかさねたるさみだれは淀のわかこもかる人やし
る

瀬鵜河

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

大井川いくせか過し夜のほごも涙に鵜舟のさしかへりゆく

驛中枕

見えつるは夢ともなしや草まくらたゞなみかぜのをとを殘して

第四十五

後陽成天皇宸翰南化和尚國師號加諡勅書案

竪二、四六—横二、〇〇　一通

天皇屢和尚を宮中に召して法要を問ひ給ひ、寵遇涯なし、和尚は慶長九年を以つて寂す、天皇其の一周忌に當り、國師號を加諡し給ふ、是其の御案文なり。

朕迎二南化禪師入内一、參二得卽心卽佛公案一、全得二大機大用一、不レ堪二叡感一、生前雖レ可レ稱二國師一、不レ遂二其志一、故任二在日之旨一、特賜二定慧圓明國師號一、以報

德酬レ恩珍重、

慶長十年乙巳五月廿日

第四十六

後陽成天皇宸翰舞踏作法

竪〇、八六—横一、七五　一通

包紙に後西天皇宸翰にて

舞踏作法　後陽成院宸筆

とあり、慶長十八年九月天皇親ら書留給ひしものにして、隱逸さるは御讓位後なればなるべし。

舞踏作法

留二立無名門前一、去門一許丈、北面無レ揖、申次出逢奏二事由一、小揖　歸來仰聞食之由、有レ答揖一、申次退入、次刷二衣裳平緒等一、正笏先二拜一、次置二笏於地一、縦起左右

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』 請求記号 貴箱-11
ガラス使用

左、居左右左、次取笏一揖、次起二拜、次小揖以上

一持笏事、兩手ニ正ク持之、右ニ鰭袖クワヘニ取之、左手ヲ相加フ、當胸程可引去也、大小揖在内、自余揖在外、見前一丈立頸持、佳也、云々

一拜事、居時左ノ膝ヲツク、立時ハ右膝、跪之時、居入テ更拜スルハ見苦キ也、跪テヤガテ拜スル也、起時左手ヲ突ク有便也、一拜ノ間三噫氣バカリ、又跪之時沓ヲニガシテ足ヲニガスベカラズ、足指ヲタツベシ、身体左右ヘウゴク見苦キ也、

一左右左事、毎度三噫氣バカリ、左ニ顧ル時、右ノ手ヲソヘテヤル、右ニ顧ル時、左ノ手ヲソヘテヤルベシ、居テ左右左ノ時、足ノ指ヲタツベシ、龜居ニハ居ルベカラズ、膝首地ニツクベキ也、

一條殿 後妙華寺殿 永正四年三月廿二日被注下之 菅判

右一紙以五條中納言爲經卿本寫留也

慶長十八稔季秋廿又三蓂 從神武百餘代孫周仁隱逸

第四十七

後陽成天皇宸翰伊勢物語御傳授狀

堅一、三六―横二、二一

一幅

慶長十九年四月九日より同月十六日まで、西洞院時直、山科言緒等を召して、伊勢物語を講じ給ひし時の御傳授狀なり。

伊勢物語、時直朝臣 西洞院于時平少納言 執心高於山、深於海、故切紙口決不殘相傳之、穴賢、可有秘藏者也、

慶長十九年八月九日

從神武百餘代孫(朱御印)

第四十八

後陽成天皇宸翰御消息

堅一、〇一―横二、九三

一幅

国立国会図書館 タイトル『宸翰集』 請求記号 貴箱-11
ガラス使用

何年の頃右大臣何某に賜ひしものかを明かにせず、文中料紙板木幷に東福寺の事あり、恐らく聖教印刷の事に關するものなるべけれども、今其の事情を詳にせず、又比巴とあるは琵琶の事なり。

いかゞ申入候や、御心えなく思ひ爲レ參候、かしく
料紙當手申候間、如レ此候、先度御約束申候判木之義、東福寺被レ尋候而可レ給候、急申候、東福寺よりの返事之義、不レ下候、付者、嚴比巴出來申候哉、彈申度候間、切々申候、幷黃門煩之義者、かしく
右大臣どのへ　（御花押）

竪二、四〇―横一、九八　一幅

第四十九
後陽成天皇宸翰御製和歌御懷紙

年月を明かにせず。

詠織女雲爲衣和歌
このゆふべたちかさねてやたなばたのをらぬころもこくものみゆらむ

竪〇、七四―横〇、五八　一幅

第五十
後陽成天皇宸翰御製和歌御色紙

年月を明かにせず、金泥の下繪あり。

はやき瀬にやどれる影をくみあげて月のわかくる水車哉

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

第五十一

後陽成天皇宸翰御製和歌御懐紙

年月を明かにせず。

詠菊花薫衣倭歌

にほはずば胡てふの袖にやどるかご手折しきくを人やみてまし

竪一、五〇―横二、二一　一通

第五十二

後陽成天皇宸翰松琴亭御額

桂離宮内松琴亭に掲げられしものなり。

竪〇、九〇―横一、五四　一面

松琴

第五十三

後陽成天皇宸翰百人一首

御若年の宸翰なることは、別掲後水尾天皇御奥書に明かなり。

今其の巻首を拝寫す。

竪〇、九七―横〇、七三　一冊

百人一首

天智天皇

秋の田のかりほの庵のこまをあらみわが衣手は露にぬれつゝ

持統天皇

春すぎて夏きにけらししろたへのころもほすてふあまのかぐ

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

第五十四

後水尾天皇宸翰百人一首御補筆幷御奥書

竪〇、九七―横〇、七三　一一枚

後陽成天皇の半寫し給ひし百人一首を補筆し給ひしものなり。
今其の巻末ニ御奥書ニを拜寫す。

人もおし人もうらめしあぢきなく世を思ふゆへに物おもふ身
は

順徳院

百敷やふるき簷端の忍ぶにも猶あまりあるむかし成けり

（以上巻末）

此小倉山庄和歌、端二枚者、舊院御若年之宸翰也、筆歌已下、染二愚筆一
補二其闕一蓋以レ狗續二貂尾一者乎、

（以上奥書）

第五十五

後水尾天皇宸翰修學院山庄御處分御委嘱書御留

竪二、〇四―横二、六〇　一通

包紙に

修學院御屋敷之事

寛文七五六御幸之刻、御文庫へ可二入置一之由、法皇御氣也、

基福

基賢

とあり、同包中に輪王寺宮尊敬法親王御答書一通あり、即ち次の

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

如し、

修學院御山庄ゆづりくださるべき由、忝次第に候、内々申上候ことをりに、根本叡山の境内にて候へば、門室を建立いたし、寺領なども付申候やうに、隨分さいかく仕、仰をうけ給候ごとく、大覺寺などの様に、皇居の御名殘あるやうにこそ存候、万一此義不成就候時は、禁裏へ返したてまつり候て、法皇の御本意相違なきやうにこそ存候條、これらのおもむきよろしくひろう候へく候、あなかしこ、

寛文六年十月廿八日　尊(御花押)

せんじ

綾小路

兩御局へ

修學院山庄事、内々思ひまうけ候子細も候へども、御所望候程に、愚老一世の後には、讓與申爲參候、此所は嵯峨の大覺寺に後宇多院皇居の御跡を殘され候事、うら山しく覺候ほどに、禁裏へゆづりまいらせ候て、つゐには門室をもとりたてられ候て、寺になさせおはしまし候へ、御一代の内に、事行候はずば、次々へゆづりをかれ候て、いつにても、時節到來を期せられ候やうにこそ思給候、其間は荒しはて候はぬやうに、誰にても修理職の者などに、下知をくはへ候へこそ仰候てたび候やうにこそ、申置候はんこそ思給候つる事候、根本叡山の境内にて候へば、其方ちからにて、門室をとりたてられ候事、成就候へば、愚意の本懷相叶事候條近比に候、若又不成就候時は、其方一世の後には、禁裏へかへしまいらせられ候て可給候、禁裏へも其ことをり申置候事候、相かまへて〳〵、右の旨趣たがひ候はぬやうに、御はからひ憑存計に候也、

寛文六十月廿五日　（御花押）

一　通

一二七

第五十六

後水尾天皇宸翰八十御杖御製和歌御懐紙

竪二、一〇―横一、八一

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11

ガラス使用

延寳三年十月十四日御年八十歳御賀の時、靈元天皇より白銀の御杖に添へ給ひし「君が手に今日こる竹の千代の坂こえてうれしきゆくすゑも見む」の御製の御返歌なり、列聖全集本後水尾院御集拾遺にいづ。

つくからに千こせのさかもふみ分て君がこゆべき道しるべせむ

第五十七

後水尾天皇宸翰御製和歌御懐紙

竪〇、九六―横一、四六　一幅

箱書によれば、延寳八年御年八十四の時の御製なり、敷島の字に

四を響かせ給へり。

われをだに人にみえんもつゝましき八十の後の四き島の歌

第五十八

後水尾天皇宸翰樂只軒御額

竪一、八七―横三、一〇　一面

承應年間、比叡山麓修學院村に離宮を創立せらる、之を樂只軒と號す、俗に中の御茶屋と稱するものにして、今は修學院離宮の一部なり、此の御額は蓋し其の楣間に掲げ給ひしものなるべし。

樂只軒

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

第五十九

後水尾天皇宸翰勅書案

竪一、三〇―横一、九三　一通

靈源、法常二寺をして開基一絲和尚の遺範を繼がしめ、他流を混ずる事を嚴禁し給へる勅書にして、靈源寺は京都市外西賀茂に、法常寺は京都府南桑田郡畑野村に現在す、包紙に

遣二祖岸一物之認

とありて、唐紙に書し給へり。

朕不レ忘二靈山之記一、剪二專歸少林之宗猷一、粤創二靈源法常二箇禪寺一、恰如二兩翼一也、永傳二開山一絲遺範一、莫二謾隨他門非是縱一レ人我情一偏爲レ重二法流一也、願皇風永扇、佛日增レ輝、子々孫々、莫レ使二吾願力空一、特染レ翰以期二劫石之無窮一耳、

第六十

後水尾天皇宸翰御教訓書

竪一、一五―横一、六五　一通

帝王としての御教訓を新帝に垂れさせ給ひしものなり。

今二通の内一通を拜寫す。

性善性惡ノ沙汰ハ、内典外典トモニ事舊候事ニ候へ共、誰シモ若キ時ノ所レ好、惡ニ不レ趣ハナキ㆓ニ候、ソレニヨリ、三教トモニ勸善懲惡ノ一スヂハ、イヅレモ無二相違一候歟、然レバ、御若年ノ間ノ御愼、干要ノ御事候歟、凡卅歳ニ及ビ候マデ、身ヲモテソコナヒ候ハヌ樣ニ愼候ヘバ、一代ノ内、大ナルアヤマチハ不二出來一モノニ候、別テ今程萬端武家ノハカラヒ候時節ニ候ヘバ、禁中トテモ萬事舊例ニ任テ、御沙汰アルベキ樣モナキ躰ニ候、萬事御心ヲ付ラレ、御愼專用ニ候歟、路上行人口是碑ト申候ヘドモ、當時ハ橫目トヤラン、アマタ打散候テ、何事モ行人ノ口ニノリ候ハヌ已前ニ、其儘ニ江

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

戸ノ取沙汰ニ及候由候、左様ニ候ヘバ、何カト御爲ヨカラヌ沙汰ナド武家ノ評定ニナリ候ヘバ、御身一分ノ事ニテハ候ハデ、御爲ヲ存候者ハ、愚老ヲハジメ、男女數多難義、折角迷惑浮沈候事候、然バアマタノ人ノ憂喜苦樂ヲ御心ヒトツニ任ラレ候事ニテ候條、御分別有間敷事ニテハ無之候歟、能々御思惟尤候、今程ハ諸家ノ所存、事外アシク成行候テ、何ノ道ニモ、正路ナル者ハ大形無之様ナル爲躰ニ候トノ取沙汰候、下ノ放埒ハ即上ノ御恥辱ニナリ候事ニテ候ヘバ、正道ニ引カヘサマホシキ事ニ候、其本亂テ末治ルト云フハアラジニテ候ヘバ、本正ク御身ヲ治ラレ候ハン事、第一ノ御事候歟、

第六十一

後水尾天皇宸翰御教訓書

竪〇、九九―横〇、七六

一冊

帝王ゝしての御心得の條々を新帝に教訓し給ひしものゝ拜察せらる。

一帝位にそなはられ候ゝ覺召候御心候へば、おぼえさせおはしまし候はで、御懸ゝ成候て、人の申候事、御承引なく成行候事にて候まゝ、よく〳〵御心にかけられ候て、つゝしまれ候はん事、肝要に候、むかしこそ、何事も勅定をばそむかれぬ事のやうに候へ、今は仰出し候事、さらにそのかひなく候、武家は權威ほしきまゝなる時節の事に候へば、仰にしたがひ候はぬも、ゝとは りとも申べく候歟、重代の臣下共すら、動は勅命とてもかろしめてのみに候、澆季の世あさましく候へゞも、是非なき事に候、さ候へば、御懸心なゞ今の世に別して不相應の御事に候まゝ、ふかく御つゝしみあるべき事に候、

一御短慮又深くつゝしまるべき事也、右に申候御懸心候へば、御異見がましき事人の申候時、すいさんなるやうに覺召候から、御はらだたしく成候事候、捻じて憤悳の深き程、物そこねになる

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

り候事は候はず候、たれしもいかりおこり候時は、常の覺悟の心を取うしなひ、申まじきこと葉をもあらし候物にて候故、いかりしづまり候時、後悔せざるものはなく候事に候、か様の事は御こしまいり候にしたがひて、覺召しらるべく候、

一いかにも御柔耎にあり度事候、かみの慈悲過候へば、下の怖候事なく候ゆへ、放埒のもとゐと成候と申候者候、尤さもある事候、何事も過たるはをよばざる道理ある事にて候へごも、いかりは深く成やすく、慈悲はすぎ候やうには成がたく候故、其分別肝要に候、延喜の聖主は御顔色常にゑましく見えさせましく〳〵しとやらん候、其子細は人の物の申よきやうにこ覺召て、の御事の由候、返々柔和の相、御身躰に尤可レ爲二相應一候事、一敬神は第一にあそばし候事候條、努々をろそかなるまじく候、禁秘鈔發端の御詞にも、凡禁中作法、先神事、後に他事、旦暮敬神之叡慮無二懈怠一と被レ遊候歟、佛法又用明天皇信じそめさせ給候やうに、日本紀にも見え候へば、すてをかれがたく候、捻じて上を敬ひ、下を憐み、非道なき志あるものに、佛神を信ぜざる者は

なき道理にて候へば、信心なる者は志邪路ならざるこしろしめさるべく候、何事も正路を守らるべき事、肝要に候、

一御藝能の事は、禁秘鈔に委く載られて候へごも、今の世に候へば、和歌第一に御心にかけられ、御稽古あるべき事にや、先和國の風義こいひ、近代こことにもてあそばるゝ道也、御手習又御油斷あるまじき事にや、職方はただ〳〵しからざる程に候はでは不レ叶御事候歟、漢才又いか程の御事にても不二飽足一候歟、琴笛なごは、いづれにても御心にあひ候物を御稽古ある事候、但篳篥は御所作に例なき由候歟、此外は似あはしからざるほごの事は、御沙汰候ても子細なく候歟、但基象戲等の無益の事、御心にしみ候て、朝暮面白く覺召候やうに成候はゞ、必定御學問の妨こ成べく候まゝ、さ樣の事には御心を付られ、如レ探レ湯有度事候、

一天地人の三才は、其もこ一致なるがゆへに、天地に災あれば人にをよぶことはり也、依レ之、天變地妖出現する時、諸道勘文をたてまつりて、御つゝしみある事常の事也、されごも熟思に、天地

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

には私なく、人には私ある事なれば、政道たゞしからずして、急難すでに出來せむとする時、其災天地に及て、妖怪出現すべき事なる歟、然ば人道の變本なれば、前非をあらため、彌深くつゝしまるべき事にこそ、

第六十二

後水尾天皇宸翰朗詠詩歌

竪〇、八七—横一、四三

一　通

和漢朗詠集に出でたる詩歌を書し給ひしものなり。

青苔地上銷二殘雨一、綠樹陰前逐二晩涼一、
下くゞる水に秋こそかよふらし結ぶいづみの手さへすゞしき

第六十三

後水尾天皇宸翰和歌御色紙

竪〇、五七—横〇、五四

二一　帖

古歌を書し給ひし御色紙帖の内なり、愚詠こあるは後鳥羽天皇御製なり。
今其の内二葉を拜寫す。

左通綱卿母
なげきつゝ獨ぬる夜の明る間はいかに久しき物こかはしる

右　愚詠
櫻開遠山鳥のしだり尾の長々し日も不レ飽いろかな

第六十四

後水尾天皇宸翰御消息

一　通

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

皇弟照高院門跡主道晃法親王に御製の發句につきて御下問あ
りしものなり。

昨日は長座、御草臥察申候
　隣邦――
さそふ水もよしやあさくは憑まじな
　身を浮草の根を絶ての心に候、
聞え候まじく候哉、如何、
問道はおくをつくしてきかまほし

道はたゞ
　是ハ前句ヲ誰ニガナ從テ、道ヲ求度心ニ候、如何、差合等被レ考、
無二別義一候は、被二書付一候而可レ給候也、
　照門主　（御花押）

第六十五
明正天皇宸翰和歌御懐紙　竪一、〇二一横一、五〇　一幅

古今集巻七に「貞辰の皇子の叔母の四十の賀を大井にてしける日よめる」と詞書して紀惟岡の詠じたる和歌を書し給ひしものなり。

　亀の尾の山のいはねをとめて落る瀧の白玉千代の數かも

第六十六
後光明天皇宸翰和歌御色紙　竪〇、六三横〇、五五　一幅

三十六歌仙の和歌を色紙に書し給ひしものなり。

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

左　柿本人麿

ほの〴〵と明石のうらの朝霧にしまかくれ行舟をしぞおもふ

第六十七

後西天皇宸翰蹴鞠口傳集御奥書

竪〇、九一―横〇、七四　一枚

別掲明應九年二月後柏原天皇の寫し給ひし蹴鞠口傳集の御奥書なり。

此一冊、後柏原院震（宸）翰也、自反古之中撰出之、刑部卿賴輔蹴鞠之口傳集也、喜悦之餘、不足之分以類本馳（駈）惡筆補之、後見尤可恥而已、

明曆第四仲夏下旬　（御花押）

第六十八

後西天皇宸翰野府記御表紙

竪一、〇五―横〇、七五　一冊

万治三年四月八日天皇親ら挍合し給ひしものにして、勸修寺家の本に據り給ひしものと拜察せらる。

勸

野府記　長元五　四季

万治三四八日一校了

第六十九

後西天皇御製和歌御詠草

竪一、二八―横一、七五　一通

御端見返書によれば、寛文十二年正月廿二日和歌御會始の時の

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

御製にして、御添削は後水尾天皇宸翰なり。

法皇御點

後會契花時

いろそはむ花（櫻さく）に又こそ契りをく梅（折忘るな）をかざせるけふの諸人（友）
咲いでむはなに後せをかならずこ契るもけふのあかぬ圓居（こゝろ）に

寛文十二正廿二　會始

第七十

後西天皇宸翰御消息

竪二〇五―横一四七

一通

別掲寛文十二年正月廿二日和歌御會始の時、後水尾天皇にまゐらせ給ひしものにして、右端に後水尾天皇の御返信あり、短册に

こ書したるもの一葉を同包す。

端猶珍重候歟、

又もこへこ申候心聞え候はゞ、脇の分にても候はん哉
櫻花（さく）さかば又（折忘るな）こそ契りをかむ梅（なこ）をかざせる今日の友人

兩樣之內御吟味次第に候

會始の愚詠御めにかけ候、はじめ存候よりも、こゝのほかむつかしき題にて、何こも仕かね候、やう〳〵こ題を申こゝはりたるぶんにて候まゝ、何こぞよろしきやうに、御添削あそばされ下され候やうに、ひろうたのみ入候、あまりむざこしたる事にて候はゞ、いまだ一兩日あいだも御ざ候まゝ、又何こかに仕改見申候はんよし、よろしく申さた候て可給候、かしく、

（御花押）

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

第七十一

後西天皇宸翰古今傳授御證明狀案

竪一、一四—横一、六六　一通

續史愚抄に

主上（御年卅一）有古今和歌集御傳受、新院幸内裏、被奉授之、即還幸、

とある時の御證明狀の御扣なり。

就道御傳受、舊院御相傳震（宸）翰之切紙廿四通、（於血脈者加愚判）傳心鈔四冊（愚筆）

（外題奥書之判形等正本透寫）爲正統支證令進上候、唯授一人之口決、面授不貽秘說、

一事具令申入訖、當流正嫡、無二之子細、先度申入趣、毛頭無相違候、

彌此道繁昌、被懸御心、雖一言堅禁漏脫、永被秘官庫者、應舊院叡慮、

於愚身大慶不可過之者也、

天和三年四月十六日　（御花押）

第七十二

後西天皇宸翰御製和歌御詠草

竪一、一七—横一、七二　一通

御端見返書によれば、貞享元年二月二十二日水無瀨宮御法樂の時の御製なり

水無瀨宮御法樂

海上霞

雲の波けぶりの浪も立こめてかすむ海邊や春の一しほ

春の色のこやみをつくしけふごとに霞も八重のしほ路ふかめて

貞享元二二十二（水無瀨殿御法樂）

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

第七十三

後西天皇宸翰御譲位宣命例御寫

竪二、三〇―横一、七五　一通

寛文三年天皇御譲位の頃、御參考として御寫置になりたるものと拝察せらる。

現神度大八洲所レ知倭根子天皇我詔旨良麻止、勅命乎親王諸王諸臣百宮(官)人等天下公民衆聞食止宣、朕以二薄徳一天天日嗣乎承傳賜倍留事、漸送二年序一利禮、愚庸之身波此位仁不レ可レ堪止歎畏賜比天令レ避二皇位一賜比那牟止所レ念行天那牟隨レ法仁可レ有支政止爲天――親王乎今日新加二元服一豆皇太子止定賜比天此天日嗣乎授賜布、衆諸此狀乎悟天清直乃心乎持天皇太子乎輔導支仕奉天天下乎平介久令レ有與、又古人有レ言利上多支時爾波下苦止牟所レ聞須、故是以太上天皇止以布号毛停女又諸乃服御乃物毛停賜比又如レ此時仁當都都人人不レ好留謀乎懐天天下乎毛乱利已加氏門乎毛滅須人等毛前々有利、若如レ此久有牟人遠波已加

一三六

教二訓直一天各乃已祖乃門乎不レ滅須彌高爾仕奉利欲レ繼止思埴天無二貳心一豆仕奉倍志止詔天皇加勅命乎衆聞食止宣、

年号　日　應安承元永仁同レ之、但少異有レ之、（朱御印）

第七十四

後西天皇宸翰古今御傳受前三十首御製和歌御詠草

竪一〇、九二―横一三、三三　一巻

寛文四年五月天皇古今傳授を後水尾天皇より受けさせ給ひし時の御製にして、御添削は後水尾天皇宸翰なり。今其の巻首を拝寫す。

早春鶯

雪とけてみちある春を鶯もまづ世につぐるよろこびのこゑ

いつしかと待えし春ぞうぐひすの聲もこと葉のみちしるべせ

一三七

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11　　ガラス使用

よ

朝霞

花にみ（も今待）む春のやまべの初しほにまだきにほ（ふ）へる朝かすみ（日も）（む比）かなくれないの霞もにほふ山の端に光そへたるあさづくひ哉

夕梅

あかずみる色（心を）にわけてし心さ（色は猶）へくれゆくまゝ（後も）にふ（ほ）かき梅がか見るがうちにくれゆく色を花の色にしばしのこしてにほふ梅かな

第七十五

後西天皇宸翰御製和歌御懷紙

竪一、二七―横一、七五　一通

年月を明かにせず、別に御花押なき御扣一通あり。

物としてあふがさらめや、玉はかたちまどかに光たえなり、温潤にして澤なるは仁にたとへ、孚尹旁達するを信になぞらふ、五常をそなへて七德をあらはす、合浦にかへる珠も正しき時をしるにや、又敷島の大和歌をわかの浦の玉ともよめり、玉の枝玉椿みな稱美ならずや、その外世々にかゞやく玉のためしを、今更まねびたてんもことの葉たるまじくなむ、

へだてなく内外かゞやく玉にこそ五のつねの道もくもらね

（御花押）

第七十六

後西天皇宸翰御製和歌御懷紙

竪一、〇一―横一、五二　一幅

年月を明かにせず。

秋月添光

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

よしやこへむぐらの宿も秋の月見る人からのひかりそふやど
（御花押）

第七十七

靈元天皇宸翰御製和歌御懷紙

竪一、五〇―横二、一五　一通

御端裏書によれば、寛文五年正月十九日和歌御會始の時の御製にして、天皇時に御年十二歳なり。

詠春祝言和歌

ふく風のこゑものごけし百敷や軒はのまつのちよのはつ春

第七十八

靈元天皇宸翰御製和歌御詠草

竪一、二〇―横一、六〇　一通

御端見返書によれば、寛文八年二月廿二日御年十五歳の時の御製にして、御添削は後水尾天皇宸翰なり。

早春鶯

鶯も行するゑちぎれこゝのへに千世の始の春は來にけり

萬代も猶こそあかねのどかなる春の時しるうぐひすのこゑ

第七十九

靈元天皇宸翰帝王系圖御奥書

竪〇、九五〇―横〇、七一五　一冊

天皇が親しく寫し給ひし帝王系圖の御奥書なり。

右帝王系圖（自神武至陽光院）借請中院大納言本書寫之、少々雖令加了簡猶可有誤等乎

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

寛文第九十月廿七日
従二神武天皇百十三代孫識仁

第八十

靈元天皇宸翰御製和歌三首御懐紙

竪一、四八―横二、一〇　一通

御端裏書によれば、寛文十二年二月廿五日聖廟御法樂の時の御製なり、天皇時に御年十九歳なり。

詠三首和歌

早蕨

さきてちるおもひのほかにさわらびは谷にもはるの折えがほなる

雲雀

入日さすおかべにおつる夕ひばりつゆさむからぬこころやしむらむ

海路

なぐさまむみやこの夢もあらばこそあらきなみかぜしのぐ舟路に

第八十一

靈元天皇宸翰御製和歌三首御懐紙

竪一、五一―横二、一六　一通

御端裏書によれば、寛文十三年四月廿五日聖廟御法樂の時の御製なり、天皇時に御年二十歳なり。

詠貴賤更衣和歌

花にそめし袂こそあれおしまじな色かもしらでかふるころも

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

は

初聞時鳥

有明のつれなからぬも待程こほとゝぎすきぬはつねこもなき

相坂關鷄

そらねなく鳥かこばかり相坂やなをあけやらぬせきの杉村

第八十二

靈元天皇宸翰御製和歌御詠草

竪二、二五—横一、七三　一　通

御端見返書によれば、延寶四年二月四日御當座御會の時の御製にして、御添削は後西天皇宸翰なり。

早春鶯

春さむき梢の雪も花とみむはつ鶯のこゑのにほひに

第八十三

靈元天皇宸翰御製和歌御懷紙

竪二、二〇—横一、七〇　一　通

鶯のうつろふこゑをはじめにて木のめも春の色やわくらん

海邊月

あまは月を賞する心あるべからず

あま小舟さしていづこかあくがるゝ月の波路のかぎりこはす

る

心さへすまの浦波うちたえて月の夜比（にはあまも）は夢やみざらん

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

をかねて、絶代の名士也、よりて命じて、彼硯の銘をしるさしむ、その文、こゝろ忠義の氣をふくみ、詞金玉のこゑをなせり、これにむくふるに我何をかせん、たゞこゝをもて世々にのこらむ言葉ぞこれこの文を殘さむこいふ、其詞にいはくつたへゆく硯のいしのよはひもて

第八十四

靈元天皇宸翰御製和歌御懷紙

竪一、五二—横二、一〇　一幅

御集によれば、貞享元年七夕御會の時の御製なり。

詠乞巧奠和歌

いそぐそのこゝろやたむけほしあひのかげまちふかすくものうへ人

第八十五

靈元天皇宸翰御製和歌御懷紙

竪二、五三—横二、一〇　一通

端裏書に

貞享四年五月十六日

御讓位後洞裏御會始

こあり。

詠鶴伴仙齡和歌

千世ふべき洞のうちかな仙人のわがこも鶴にちぎるよはひは

第八十六

靈元天皇宸翰御製詩御懷紙

竪二、〇五—横一、五三　一通

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

元祿丁丑は同十年に當り、豐長卿とは式部大輔高辻豐長なり、此の日宮中にて御詩會ありしものと拜察せらる。

元祿丁丑臘月廿五日

次二豐長卿韻一

列レ席騷人皆醉顏、不レ知風雪入二窓間一、笑談歌詠須臾後、開レ戶回望白二四山一、

第八十七

靈元天皇宸翰黃檗高泉國師號加謚勅書案

竪四、四二—橫〇、九五　一通

元祿八年に寂したる佛國寺高泉和尙に國師號を加謚し給ひし時の御案文にして、料紙は唐紙を用ひ給へり。

謚賜大圓廣慧國師高泉敦和尙

寶永二年十二月十六日

第八十八

靈元天皇宸翰道御傳授御製長歌御懷紙

竪一、一六—橫一、六九　一通

御文庫に別に複本あり、其の卷首に

正德四年五月、道灌頂之時御製、六月十日御當座之砌、各拜二見之一、

同廿一日參院之節、通躬卿共ニ申二出之一、於二番所一寫レ之、返上、宸翰者中高に被二遊付一、

とあり、又列聖全集本靈元院御集拾遺には

前參議實陰卿古今御傳授のとき

と詞書あり。

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11

ガラス使用

久かたの、天のうき橋、かけまくも、かしこき神の、みことより、心を
種と、まねびきて、世々にさかふる、しき嶋の、わが日本の、國のかぜ、
ふき傳へたる、道を又、いやつきぐ〳〵に、のこすとて、和歌のうら浪、
人なみに、名をのみかけて、おほけなく、つたなき身をも、わすれつ
ゝ、いにしへ今の、歌ごとの、ふかきこゝろを、いひさとし、ひめをく
ことの、かず〳〵に、さづけしまでの、日數をば、幾日ばかりと、かぞ
ふれば、五月の月の、はじめより、すがの根長き、日をゝくり、みそか
のほどに、ひさしくも、なりにたれども、あめ風も、時にしたがひ、お
ほかたの、世にもよろづの、さはりなく、こけしねがひは、うれしけ
れ、これを思へば、いちじるく、神のまもれる、この道を、此よにむま
れ、此國に、ありとある人の、あふがざらめや、

反歌

つたへ行しるべは神の心にてするたのもしきしき島の道

第八十九

靈元天皇宸翰御製和歌二首御懐紙

竪二、七八―横二、二〇

一通

御端裏書によれば、享保十七年二月廿五日聖廟御法樂の時の御
製なり。

詠二首和歌

遠山霞薄

かすむとてもそらにまだみぬ春のいろをとをやまゝゆぞにほひ
そめぬる

不言思戀

わがこゝろさのみいはゝ木になしはてばいつうちいでむおもひ
なるべき

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

第九十

靈元天皇宸翰御製和歌御短册

柳垂絲、竪一、二五—横〇、二〇
郭公漸稀、竪一、二一—横〇、一九

一葉

裏書によれば、柳垂絲の御製は寛文九年二月廿二日水無瀬宮御法樂の時、又郭公漸稀の御製は享保十七年三月廿八日荒神御法樂の時のものなり。

柳垂絲

くりかへしながき日あかす靑柳のみどりのいとにはる風ぞ吹

郭公漸稀

きゝなれしあしたゆふべをなかぬ日の今はたまじるほとゝぎす

第九十一

靈元天皇宸翰修學院山莊等御幸宸記

竪〇、九一—横〇、六五

二一冊

嘉永二年四月、安中藩主板倉勝明が刊行したる元陵御記の原本なり、上冊表紙に

修學院山莊已下御幸之御記

靈元院天皇御製　自享保六年九月廿七日　到同十三年九月廿五日　上

下冊表紙に

修學院山莊已下御幸之御記

靈元院天皇御製　自享保十三年九月廿五日　到同十六年十月十八日　下

とあり。

今其の上冊目次と下冊巻首とを拜寫す。

享保六年九月廿七日　修學院林丘寺宮

同　七年三月十三日　修學院山莊一乘寺、竹門本坊

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

同　年九月九日　同　鴨林
同八年四月六日　同　鴨社、竹門本坊、
同　年九月七日　同　林丘寺、端山茶屋
同九年八月廿七日　同　上御靈、一乘寺
同　年十月七日　同　一乘寺、竹門
同十年四月廿六日　同　同端山、林丘寺茶屋
同　年九月十六日　同　鴨
　　吉田（春日社、八神殿
　　白川照高院、熊野三所權現、
　　淨土寺山
　　（以上上冊目次）

享保十あまり三のとし、なかの秋にもなりぬれば、例の山莊へゆかむ事をもよほす、一とせ下がもへゆきはじめつる後は、上賀茂へゆき見まほしき事を、とし月いひわたりつれど、時いたらずして、五とせ六とせへにけるを、この度は、こゝさらに思ひたちて、諸司代にたづね心みさせつれば、心にまかすべきよしを、領狀申けるほどに、よろこび思ひて、さらばとくいでゝ、先上賀茂へまうでゝ、社參をとげ、御菩薩池松崎をへて、山莊へはたゞしばしたちよるべきよしを仰す、晩炊は

（以上下冊卷首）

第九十二

靈元天皇宸翰御撰一步抄

卷二、竪〇、四八―横〇、六七
卷三、竪〇、七〇―横〇、四九

五冊

此の一步抄は天皇の御撰御歌論なり、包紙に和歌秘事とあり。
今其の第一卷の卷首兩面と、第三卷の初二葉兩面とを拜寫す。

おほよそ、歌よむべきやうは、さまざまの抄物にかきて侍れば、熟覽のうへにて、よくわきまへしらるゝ事にぞ侍るべき、先六義十躰よりはじめて、入たちたる事ごもは、あさき心にえしり侍らぬうへ、初學にとりて、それよりもちかく心うべき事侍るにや、此比、初學のともがらの歌を見きゝはべるに、一ふしある事をむねと

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

して、すなほなるすがたをわすれ侍るにより、歌にならざる趣向ことばをも、をのづからえわきまへしらぬ事はべり、それにつきて、ふとおもひよる事はべるまゝに、かくかきつらねて侍れば、物がましくこそなり侍れ、かまへて先達にみせあはせはべりて、あやまりをあらため侍らぬまへは、我ながらも信用するにたらざる

（以上第一冊巻首）

よき歌は、心詞のほかに、何とやらんよき物のある也、つやといふべきか、光といふべきか、とかく其詞にのべがたきもの也、さて戀哀傷などの歌のいかにもしみ〴〵としたるも、少もしみたれうれはしきかたの侍らぬ也、わろきのは、情をふかくよみたれてうれはしく、さあらぬは、あさ〳〵として、水くさき様也、又ふるき歌は、さのみよき歌なごは、いひがたき歌にも、かの何とやらんよき物あり、近世の歌はよろしきも、かの一物見えず、此事いかゞしたる事やらんと、年比おもひて侍る、此の比ぞ、ふと思ひよる事の出來たるまゝに、書付み侍るならし、よき歌の心詞のほかに、何やらん一物あるやうに、みえ侍るごは心ト情ト

（第三冊巻首）

第九十三

靈元天皇宸翰聖像御自畫賛

竪三、二八―横一、三三　一幅

天皇親しく極彩色を以つて孔子の像を描き給ひ、論語の一節を之に賛し給ひしものなり。

子曰老者安之朋友信之少者懷之

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

第九十四

靈元天皇宸翰御撰公事部類

竪〇、八八―横〇、七〇　一冊

天皇の御編纂に係る、蓋し天皇常に朝儀の復興を念はせられ、かく部類を立てゝ抄錄し給ひしものなるべし。

今其の表紙と扉とを拜寫す。

神宮　八幡　賀茂
春日　諸社　諸寺
目錄　御祈　親王元服　御書始
御遊　御賀幷臣下賀　宣下
拜賀幷着陣　臣下元服　服忌

（以上表紙）

神宮

（天永二十二七）

寛治八十九天永三二廿天永三三廿五永久二正十二同十三
同十五同十六同十七同十八同十九同廿同廿二同廿七
同廿八同廿九同年二朔同二同三同四同五
同六同七同八同三六　永久二六十二
同年八九同月十四同年九六同七日同九日同年十一五同年十一
廿七

（以上扉）

第九十五

東山天皇宸翰御製和歌御懷紙

竪一、五三―横二、一三　一通

端裏書によれば貞享四年四月十七日和歌御會始の時の御製なり、時に天皇御年十三歲なり。

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

詠禁庭松久和歌

色かへぬ雲ゐの庭の松が枝に今より契る千世のゆくすゑ

第九十六

東山天皇宸翰御製和歌御詠草

竪一二九―横一七七　一通

御端見返書によれば元祿三年九月九日重陽和歌御會の時の御製にして、御添削は靈元天皇宸翰なり。

禁庭菊

九重にけふ咲菊の花ざかり千とせの秋のかざしこやみむ

千々のあき今日を待えて九重に八重咲匂ふしら菊のはな

長月の今日のかざしに咲菊を。我九重にちよもみるべき

第九十七

東山天皇宸翰御製和歌三首御懷紙

竪一、五二―横二、一三　一通

端裏書によれば元祿十年十二月廿四日御月次和歌御會の時の御製なり。

詠三首和歌

禁庭雪

月はまだ影みぬよひもこゝのへの庭白妙にてらす雪かな

杜神樂

神さぶるもりのしめ繩くるゝよりうたふさか木の聲ぞさえゆく

夕樵夫

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

賤の男もゆふべやいとふさむけさのましば吹こす峯のあらし
に

第九十八

東山天皇宸翰御製和歌御懐紙　一幅

竪二、五三—横二、〇九

寶永六年三月七日和歌御會始の時の御製なり。

詠鶴有遐齡和歌

するどをくをのが千とせのよはひをも契れ雲ゐの庭のこもづ
る

第九十九

東山天皇宸翰御消息　一通

竪二、〇九—横二、五四

寶永六年六月の御消息にして、中御門天皇にまゐらせ給ひしものなり、別に添へ給ひし折紙の文句次の如し、

院司
別當
右大臣 執事
前權大納言源朝臣 通 執權
權中納言藤原朝臣 公 御厩別當
參議右近衛中將藤原朝臣 兼
尚長朝臣
判官代
益長
源仲學
丹波賴方
藏人

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

大江茂俊
主典代
弘之

昨今者、別而暑氣甚候、彌御機嫌克被ㇾ爲ㇾ成候哉、承度候、然者參院之事、昨夕大准后委曲仰被ㇾ下、別而忝存候、左候はゞ、目出度、六日參院可ㇾ仕、大悦待入存候、讓位已後、私稱號之義、新院と稱可ㇾ然候半哉、如何、他號も可ㇾ然候半哉、密々思召寄仰被ㇾ下候はゞ、可ㇾ忝存候、又院司も書付之通致候半と存候、則折紙入ニ御覽一候、且又御受禪已後、御幸始何比可ㇾ被ㇾ遊候半哉、私者廿六日參候半哉と存候が、同日目出度御幸可ㇾ被ㇾ遊候半哉、密々窺申候也、謹言、

六月十九日　（御花押）

一　通

竪一、五六―横二、二〇

第百　東山天皇宸翰御製和歌御懷紙

端裏書によれば寶永六年八月廿三日和歌御會始の時の御製なり。

詠寄龜祝和歌

いまよりの秋にかぞへむ池ひろみこころえてすむ龜の齡を

一　通

竪一、二〇―横一、七六

第百一　東山天皇宸翰御製和歌御詠草

御端見返書によれば寶永六年十月廿五日聖廟御法樂の時の御製にして、御添削は靈元天皇宸翰なり。

聖廟法樂

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

鹿

さらでしも秋はさびしき山かげにつまとふ鹿の聲（さよふかき）ぞ物うき
吹送り野べのあらしにきくもうしをのが妻とふさをしかの聲

第百二

東山天皇宸翰御製和歌御短册

鹿、竪一、二一―横〇、二〇
梅香、竪一、二〇―横〇、一八

二葉

裏書によれば鹿の御製は寶永六年十月廿五日、梅香の御製は貞享五年六月廿五日、何れも聖廟御法樂の時のものなり。

鹿

さらでしも秋はさびしき山かげに妻とふ鹿の小夜ふかき聲

梅香

神垣になを幾千世の春をへてにほひつきせぬ梅のした風

第百三

中御門天皇宸翰御製和歌御詠草

竪一、二〇―横一、七七

一通

天皇御年十一歳の時の御製にして御端見返書は後に書き加へ給ひしもの、御添削は靈元天皇の宸翰なり。

春祝言

ことしより千世のことぶきちぎりをきてこゑものどけき庭のともづる
長閑なる春やいくはる今よりの万代ちぎれにはのともづる
うぐひすも行末とをくちぎりをけくもゐの庭の千世の初春
春風もよろづよよはふ九重にみぎりの松のいろのゝどけさ（にちぎるゆくすゑ）
あらたまのひかりのどけき春風にのきばの松もちよゝばふなり

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

寶永八年正月廿四日會始代始仙洞御点

第百四

中御門天皇宸翰御製和歌御懐紙

竪一、五一―横二、一六　一幅

享保十三年正月廿四日和歌御會始の時の御製にして、當時御造營中なりし儲皇親王新殿の事を詠ませ給へるなり。

詠梅有色香和歌

此春のみやつくりするうれしさを梅もいろかに見せて唉らし

竪一、〇九―横一、五五　一通

第百五

中御門天皇宸翰御製和歌御竪詠草

享保十四年四月廿六日廣南より將軍徳川吉宗に貢せし象を途中より召し入れて天覽ありし時の御製にして、靈元天皇の御添削なり、又靈元院御集にもろこしの廣南といふ所より、象をのぼせて、江戸にひかす事ありしに、めづらかなるものなれば、内にても洞裏にても、わざとひかせて觀るに、みこたち攝籙をはじめ、群臣おの〳〵内洞中にわかちまゐりて見るに、かれこれ歌よみ詩つくりなどす、歌にはむかしよりよめる事なし、唐の詩にだに一二首ならでは見えずといふ、そのついでによめり、四月廿八日の事になむありける、

めづらしく都にきさのからやまと過ぎし野山はいく千里なる

なさけ知るきさの心よ唐人にあらぬやつこの手にも馴れきて

とあり。

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

ときしあれば他國なるけだものもわが（今日）九重にみるはうれしき（さ）

第百六

中御門天皇宸翰御製和歌御短册

竪一、二八〇—横〇、一八五　一幅

享保二十年閏三月四日の御製にして、櫻町天皇宸翰御箱書に
先皇宸翰（御讓國已後初度御幸之時賜之御短册）
とあり。

めづらしくけふ九重に御幸してかへるさしらず花にくらさむ

第百七

中御門天皇宸翰御製和歌御懷紙

竪一、二〇—横一、七八　一通

御端見返書によれば元文二年二月三日和歌御會始の時の御製にして、御添削は武者小路實陰の筆なり。

椿葉契久

植し代はしら玉つばき此洞にかくて八千世の春をかぞへむ
ここの葉も春を光の玉つばき八千世もここにさかふるをみむ
北にみる星のひかりのたま椿影あらためむ春ぞ久しき
立ならぶ松をちぎりの玉椿ときはにかきは陰さかふらん

第百八

中御門天皇宸翰御製和歌二首御懷紙

竪一、五四—横二、二〇　一通

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用

端裏書によれば元文二年三月十八日御月次和歌御會の時の御製なり。

詠春天象和歌

かげろふのもゆるとみえしそらも又夕の空は春雨ぞふる

春地儀

さかりこやはなの都のほかまでも野山をかけてにほふ春かぜ

第百九

中御門天皇宸翰千字文

竪〇、九八―横一、五〇　一通

千字文を書し給ひしものにして、現存するは其の初一葉のみなり。

天地玄黄、宇宙洪荒、日月盈昃、辰宿列張、寒來暑往、秋收冬藏、閏餘成歲、律呂調陽、雲騰致雨、露結爲霜、金生麗水、玉出崐岡、

第百十

中御門天皇宸翰御神號

竪三、四三―横一、〇五　一通

料紙は唐紙を用ひ給へり、別に八幡大菩薩及至聖文宣王の二通を同包せり。

天照皇太神

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

第百十一

中御門天皇宸翰御製和歌御續懐紙

竪一、三一―横三、六二　一通

近衛家凞が勅命を奉じて丹扆箴を美しく書したるを賞し給ひて賜ひし御製なり、丹扆は天子の諸侯に對する時、後に立つる赤色の屏風にして舊唐書敬宗紀に「李德裕、獻丹扆箴六首、上深嘉之」とあり。

教のみちは、やまとも、ろこしさまぐ〳〵あるが中にも、丹扆箴は常にこゝろにかけてみるべきをおもひて、此箴の六首をかゝしめむは、たれにかとて、豫樂院准后にのぞみこゝろみしに、かきつくされたるすみつきのにほひは、筆の海のふかき底をもさぐりしり、此道にたへたるほどみえて、たぐひもあるまじくなむ、他のくにゝも、筆のことをたづねしに、こゝろたゞしければ筆正しと、こたへたるふることをも思ひ出れば、筆のすなほなるは、心のいさめともなるべく、いさゝかこゝろざしをべの侍る、

なにの道もかはらずながらわきて此すぐなる筆は諫こもみむ名だかきはやまと唐あまたあれごこの水ぐきのあとはこゝなる

九冊

第百十二

中御門天皇宸翰御撰公事部類

竪〇、四九―横〇、六九

天皇の御編纂に係る、蓋し天皇親しく朝儀を御研鑽遊ばされ、かく部門を分ちて抄錄し給ひしものなり。

今全九冊の内其の一部分を抜いて拝寫す。

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号 貴箱-11
ガラス使用

一 御拜事
二 官奏事
三 石清水臨時祭試樂事
四 射場始事
五 相撲節東宮御座事
六 主上着御小口御袴事
七 文治三四十四酉使召御前事
八 賀茂祭宣命前日奏事
同祭被レ延レ行事
九 神事次第事
七十一 能畫叙二法眼一例
七十二 繪所事
七十三 稱二土佐一事
七十四 賀茂下上社司氏人等申官位幷祝職事
（以上目次一）

七十五 伊奈利社事
七十六 稻荷祇園兩社行幸幷賞之事
七十七 稻荷社目代叙二四品一事
七十八 同社司中申職幷官位等定之事
七十九 有二事忌御物忌等一之時四方拜
七十 公卿補任
俊泰五十九
永正十八年三月廿六日叙二從三位一
俊直卅五
永祿六年三月廿七日叙二從三位一
明應三年
四月大
廿四日壬午 俊宣朝臣上階事勅許、去十七日付二愚狀於傳奏一申入、先例之事御尋之間、近例康俊卿一條家僕上階事、近日註申處無二相違一、勅許畏悅無レ極者也、
（以上目次二）

国立国会図書館　タイトル『宸翰集』　請求記号　貴箱-11
ガラス使用